

令和5年度の電力専門委員会 における検討事項等について(案)

令和5年9月12日

令和4年度における電気の供給を受ける 契約の締結実績 【暫定版】

令和4年度における環境配慮契約の締結実績等については、現段階で提出のあった調査結果のみを暫定的に集計したもの。また、電気の供給を受ける契約では特に記載のない限り、令和4年度において国及び独立行政法人等が調達した「高圧・特別高圧」の電気を対象に集計を行っている。

なお、すべての機関の調査結果を反映した実績等については、次回専門委員会において改めて報告予定。

令和4年度の契約件数及び予定使用電力量【高圧・特別高圧】

- 令和4年度の環境配慮契約の実施状況（環境配慮契約不可能分^{注1}を除く）
 - 契約件数：2,196件（83.8%）**令和3年度比1.7ポイント減**^{注2}
 - 予定使用電力量：7,281百万kWh（81.8%）**令和2年度比1.1ポイント減**^{注2}
 - **425件（予定使用電力量1,624百万kWh）**が未実施（前年度比+14件）

高圧・特別高圧 (50kW以上)		①+②+③ 総数（合計）	① 環境配慮契約 (裾切り方式)を実施	② 環境配慮契約 が実施可能で あったが未実施	③ 環境配慮契約 の実施が不可能	①/ (①+②) 環境配慮契約 を実施の割合 (実施不可能 分を除く)
契約件数 (件)	国の機関	1,958 (100.0%)	1,451 (74.1%)	177 (9.0%)	330 (16.9%)	89.1% 91.3%
	独立行政法人等	1,293 (100.0%)	745 (57.6%)	248 (19.2%)	300 (23.2%)	75.0% 77.9%
	合計	3,251 (100.0%)	2,196 (67.5%)	425 (13.1%)	630 (19.4%)	83.8% 85.5%
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	3,157 (100.0%)	2,582 (81.8%)	131 (4.1%)	444 (14.1%)	95.2% 96.2%
	独立行政法人等	7,089 (100.0%)	4,700 (66.3%)	1,493 (21.1%)	896 (12.6%)	75.9% 77.7%
	合計	10,245 (100.0%)	7,281 (71.1%)	1,624 (15.9%)	1,340 (13.1%)	81.8% 82.9%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む。）」「系統未接続のため電力供給事業者が限定」「他の機関施設に入居（主たる契約に準ずる必要）」「緊急的・臨時的な契約（最終保障契約を含む。）」及び「少額随意契約」が該当

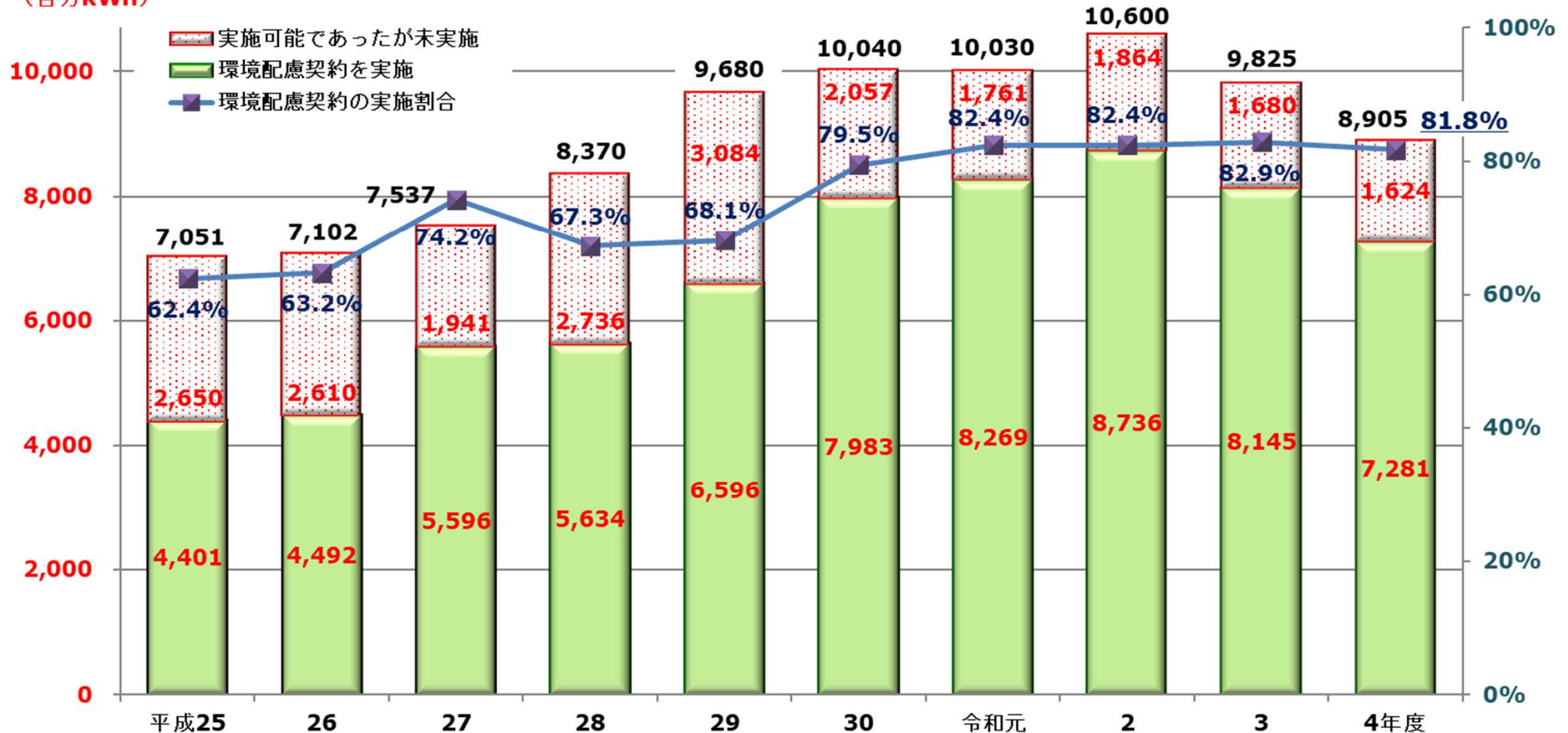
注2：環境配慮契約の実施割合の斜体は令和3年度の実施割合

注3：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

環境配慮契約実施率（予定使用電力量）の推移

○ 令和4年度における環境配慮契約の実施率（予定使用電力量ベース）は**81.8%**であり、令和3年度比で**1.1ポイント減**

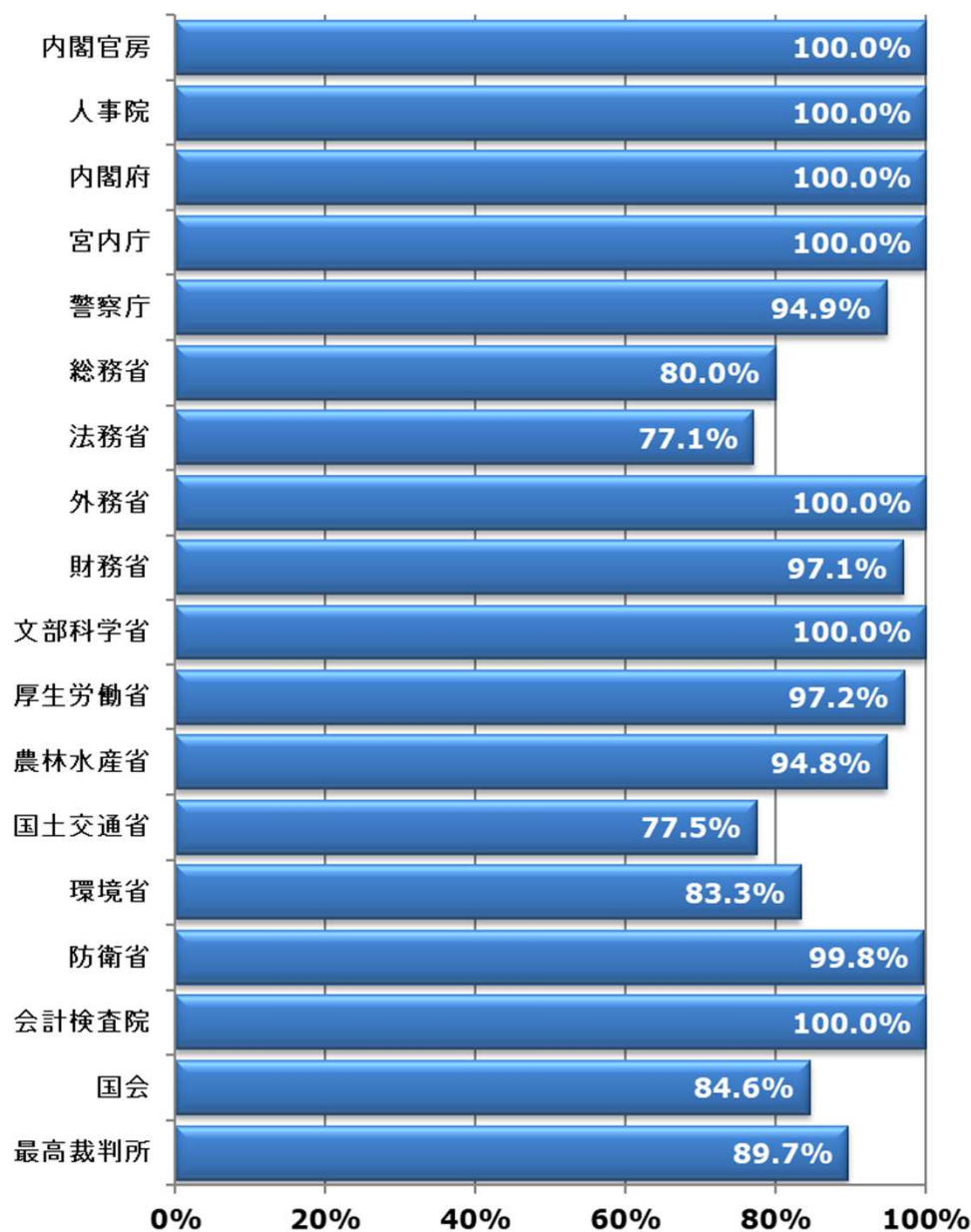
（百万kWh）



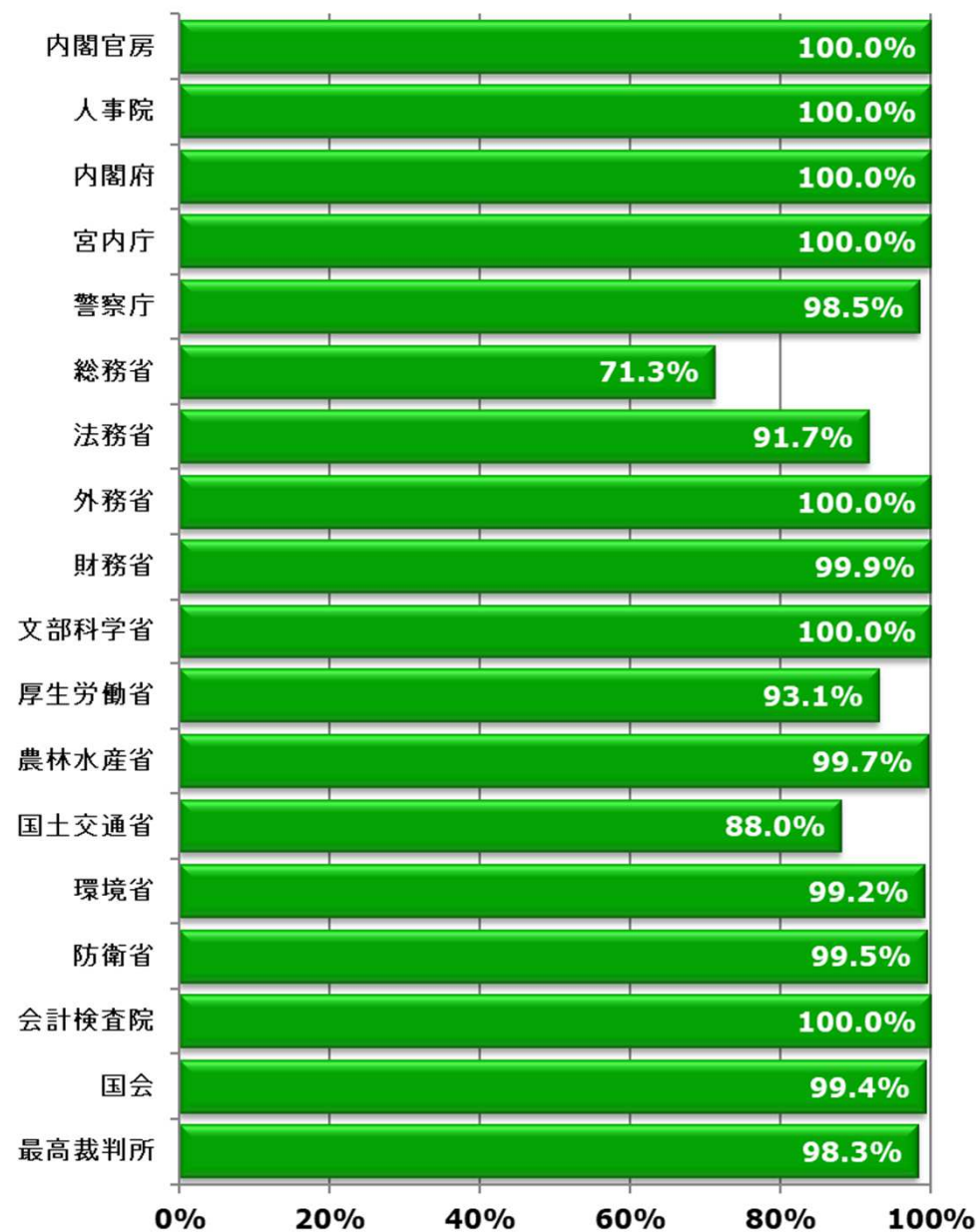
注1：平成28年度から契約方式を細分化して調査を実施。平成29年度までは「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）」を除いて算定。平成30年度は「電力供給事業者が3者に満たない」及び「少額随意契約」を除いて算定。令和元年度は前記2つに加え、「発電施設を保有等」を除いて算定。令和2年度は「電力供給事業者が3者に満たない」「少額随意契約」及び「系統未接続」を除いて算定。令和3年度及び4年度は前スライドの注1参照

注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

府省庁別環境配慮契約実施状況【国の機関】



環境配慮契約の実施状況【件数】

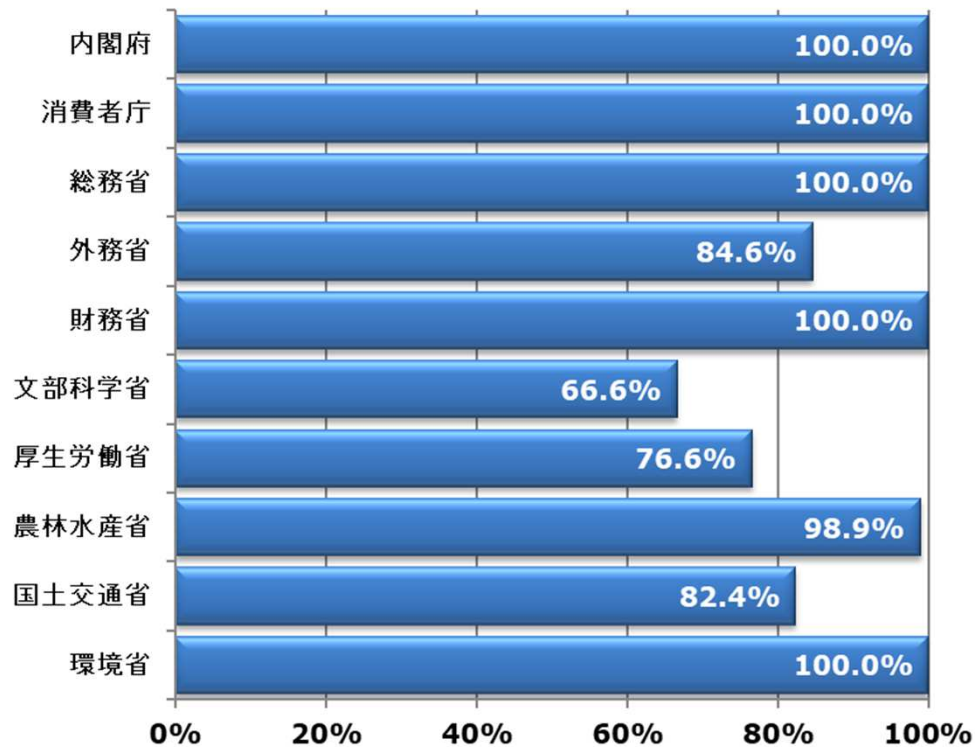


環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

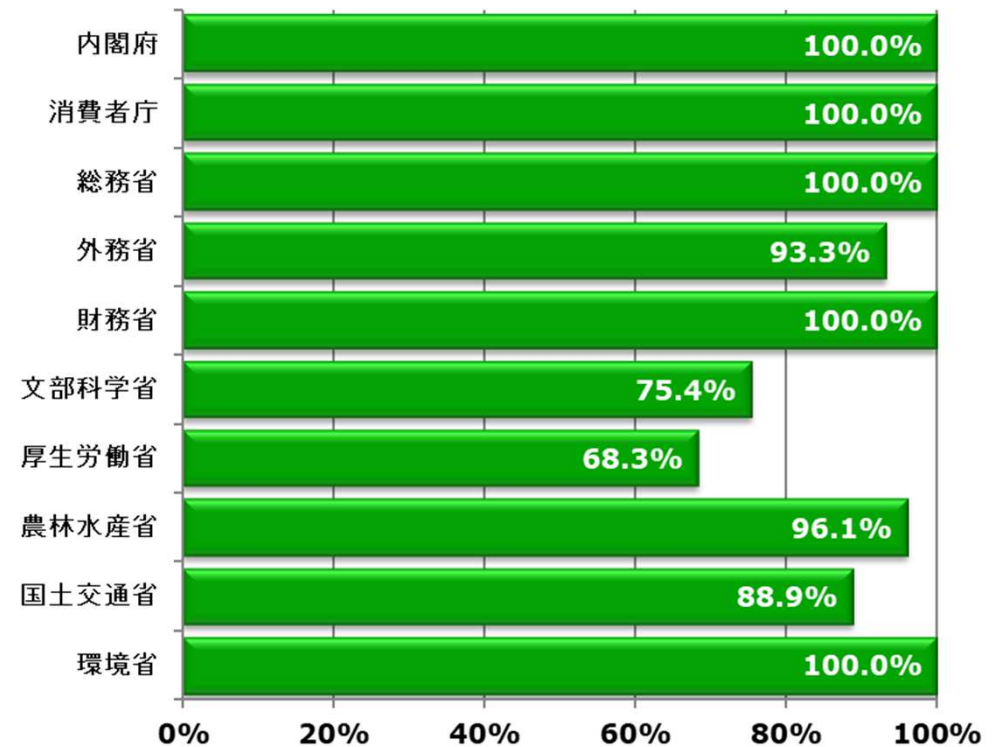
注1：環境配慮契約の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはスライド2参照）を除く

注2：電気の供給を受ける契約を1件も直接契約していない府省庁（合同庁舎の管理官署ではない場合等）は集計の対象外

府省庁別環境配慮契約実施状況【独立行政法人等】



環境配慮契約の実施状況【件数】



環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

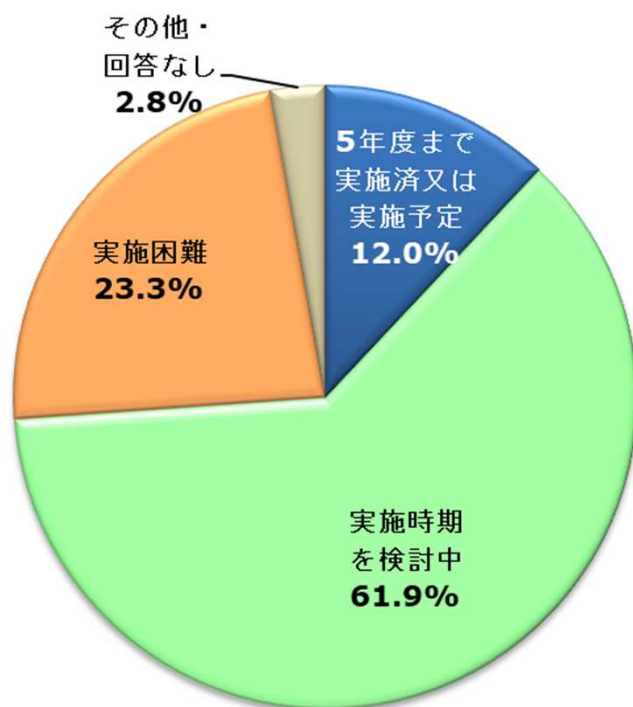
注1：環境配慮契約の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはスライド2を参照）を除く

注2：独立行政法人等を所管している府省庁別の集計

環境配慮契約未実施機関の今後の見通し

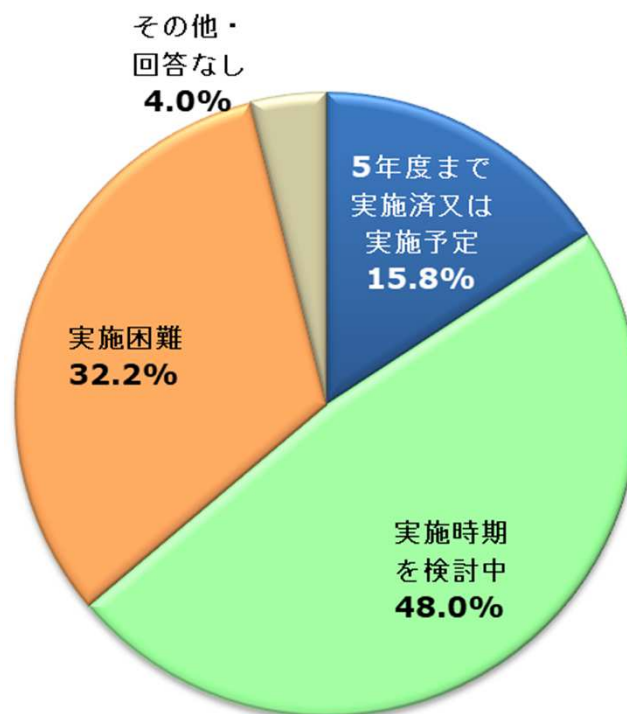
- 国及び独立行政法人等全体では「**実施時期を検討中**」が**61.9%**を占めており、「**実施困難**」が**23.3%**、7割以上の機関が環境配慮契約を実施又は実施予定
- 国及び独立行政法人等はともに「**実施時期を検討中**」が最も多く、国の機関は「**実施困難**」が**32.2%**、**5年度までに実施又は実施予定**が**15.8%**、独立行政法人等は「**実施困難**」が**16.9%**、**5年度までに実施又は実施予定**が**9.3%**

国及び独立行政法人等



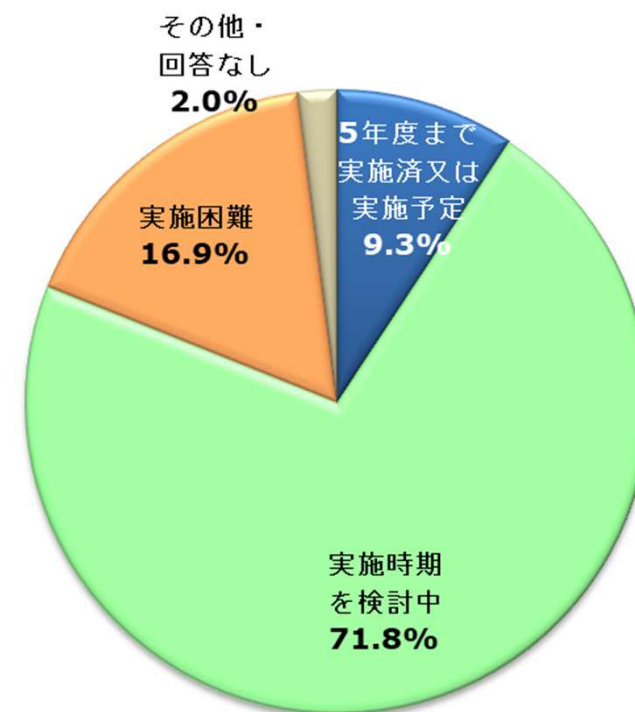
未実施機関数：425件

国の機関



未実施機関数：177件

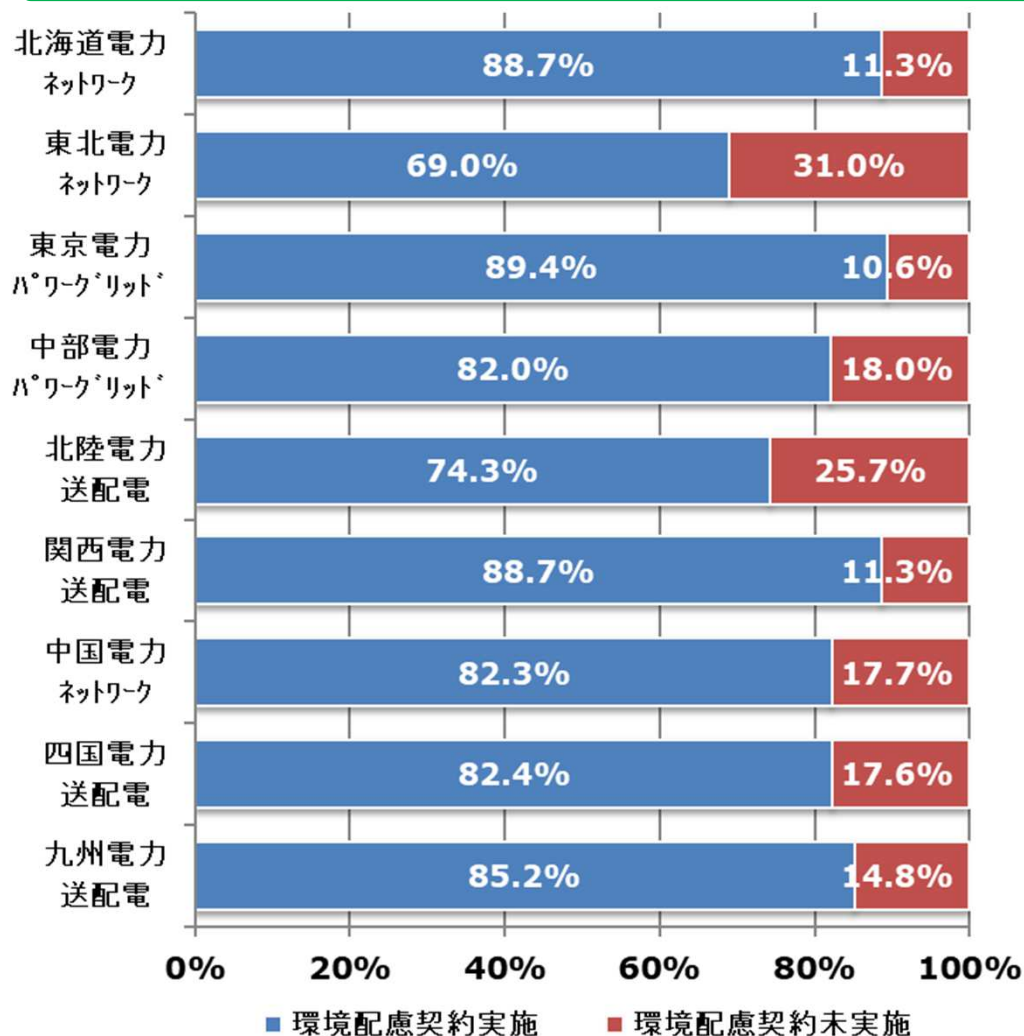
独立行政法人等



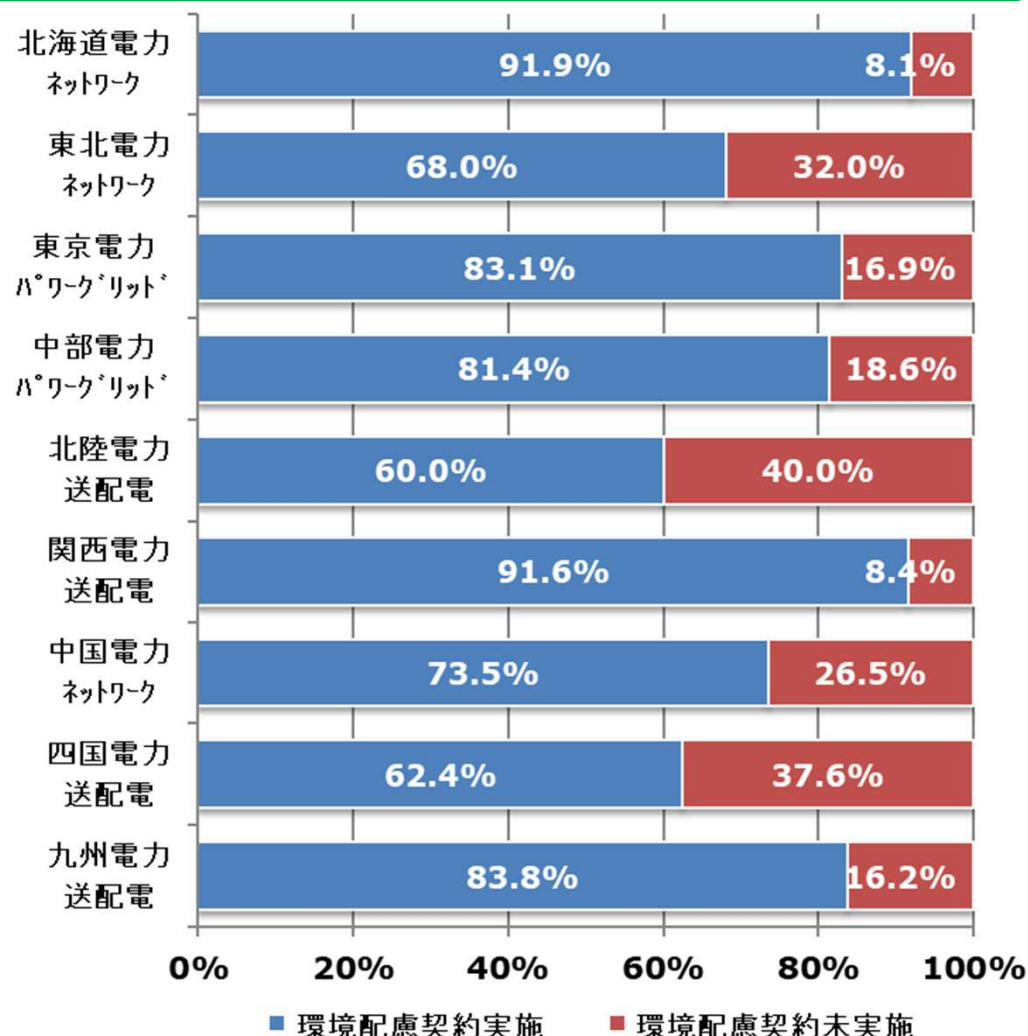
未実施機関数：248件

供給区域別の環境配慮契約実施状況

- 件数では東北及び北陸以外の7供給区域で環境配慮契約の実施割合が80%以上、
予定使用電力量では北海道及び関西の2供給区域で実施割合が90%以上
- 供給区域別の実施割合は件数・電力量ともに概ね良好な状況



環境配慮契約の実施状況【件数】



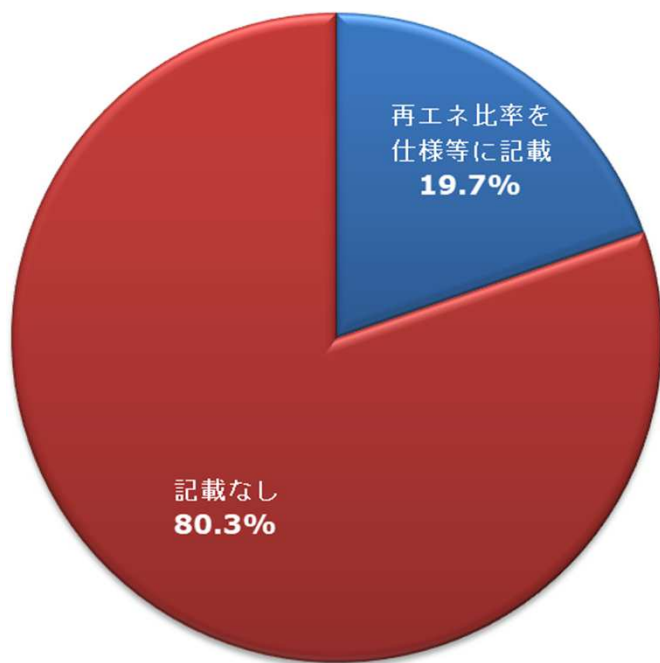
環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

注：環境配慮契約の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはスライド2を参照）を除く

再エネ電力の調達状況【仕様書等への記載の有無】

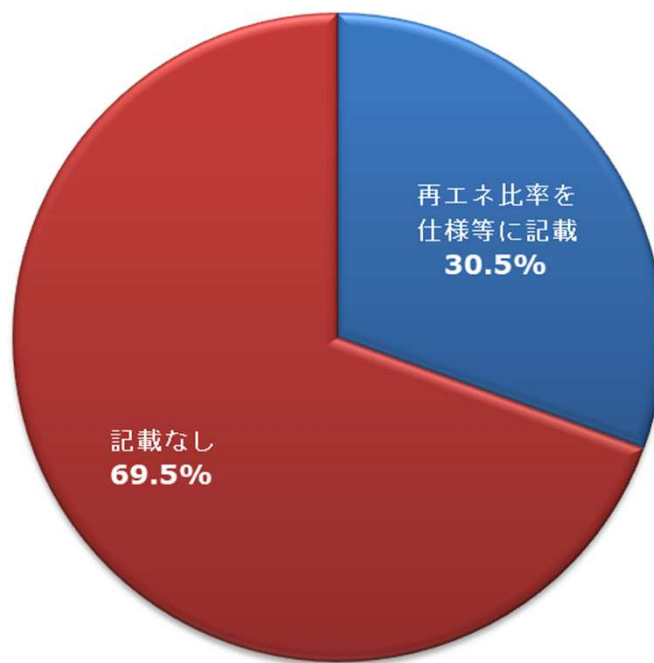
- 国及び独立行政法人等全体では「**再エネ比率を仕様書等に記載**」して発注した割合は**19.7%**。特に国の機関は**30.5%**が再エネ比率を仕様書等に記載して発注
➡ 下記の注1に示した**再エネ電力の調達要請**に基づく**国の機関の取組と推察**

国及び独立行政法人等



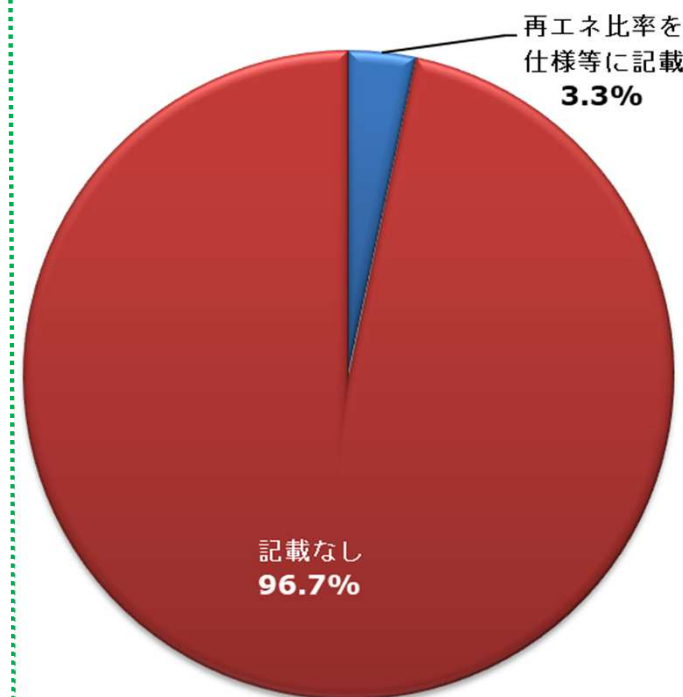
契約数：3,251件

国の機関



契約数：1,958件

独立行政法人等



契約数：1,293件

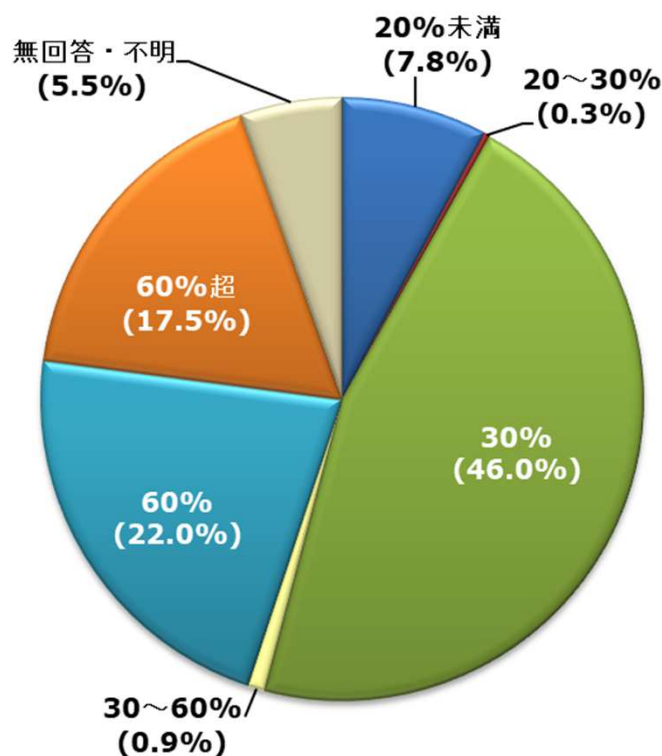
注1：国の機関については、内閣官房行政改革推進本部事務局及び環境省地球環境局地球温暖化対策課発出の「再生可能エネルギー電力の調達について」（令和2年12月10日付事務連絡）により、各府省庁の施設において、令和3年度分から再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施するよう要請されている

注2：令和5年2月の基本方針から「仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記する」とされており、これに先立ち、上記の注1を踏まえ、令和4年度における再エネ電力の調達状況等に係る調査を実施

再エネ電力の調達状況【再エネ比率の下限値】

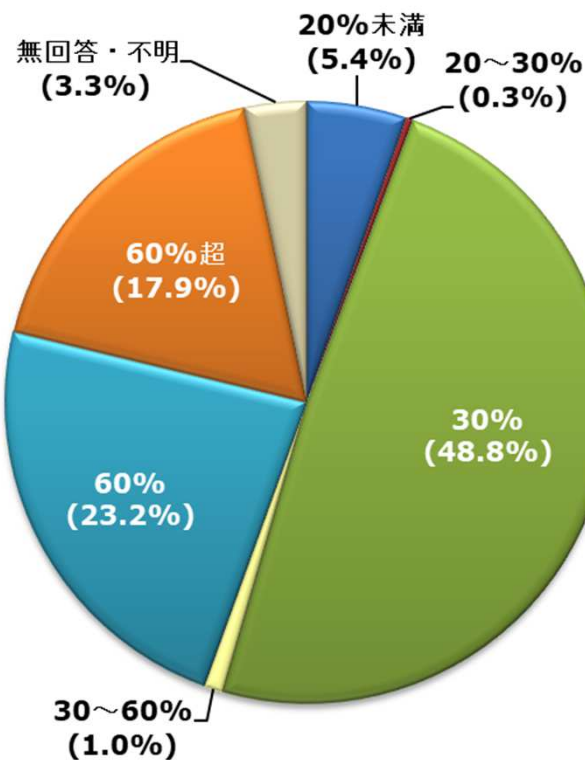
- 仕様書等に記載した「再エネ比率」の下限値
 - 再エネ電力の調達は国の機関が全体の**93.3%**
 - 調達に当たって仕様書等に記載した再エネ比率の下限値は「**30%**」が最も多く**46.0%**、次いで「**60%**」が**22.0%**、「**60%超**」が**17.5%**の順
 - 「調達要請の**30%以上**」「政府実行計画の**60%以上**」を反映したものと推察

国及び独立行政法人等



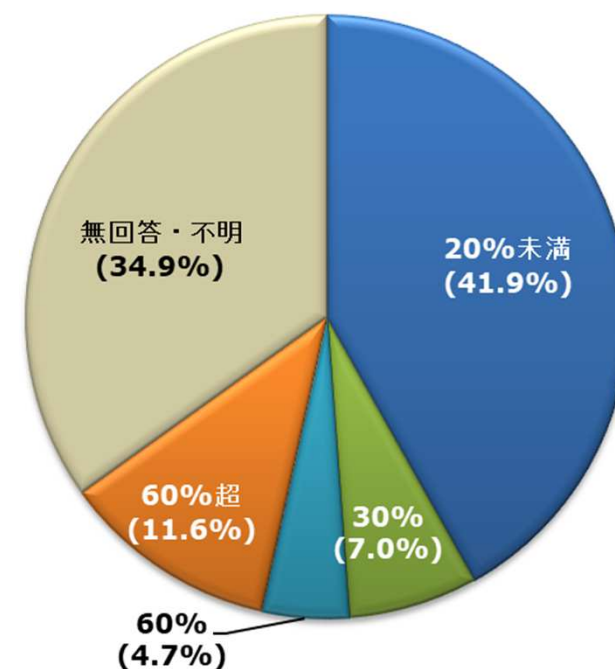
再エネ調達数：641件

国の機関



再エネ調達数：598件

独立行政法人等



再エネ調達数：43件

令和5年度の電力専門委員会における 検討事項等について

電力専門委員会※において、以下の事項を中心に検討を行い基本方針等の改定に反映

※ 令和4年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会（令和4年12月20日開催）において継続設置了承

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討

令和4年度の電力専門委員会において2030年度までの排出係数しきい値の引き下げの方向性として、以下のとおり考え方を整理

- 2030年度の排出係数（0.25kg-CO₂/kWh）を見据え、2030年度の排出係数しきい値は0.31kg-CO₂/kWh程度とすること
- 小売電気事業者の予見可能性に配慮しつつ、全国一律の上限値である排出係数を段階的に引き下げることにより、我が国全体の小売電気事業者の排出係数の着実な低減を図ること
- 令和5年度契約からの排出係数しきい値を0.600kg-CO₂/kWhに設定
- 適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で見直すこと

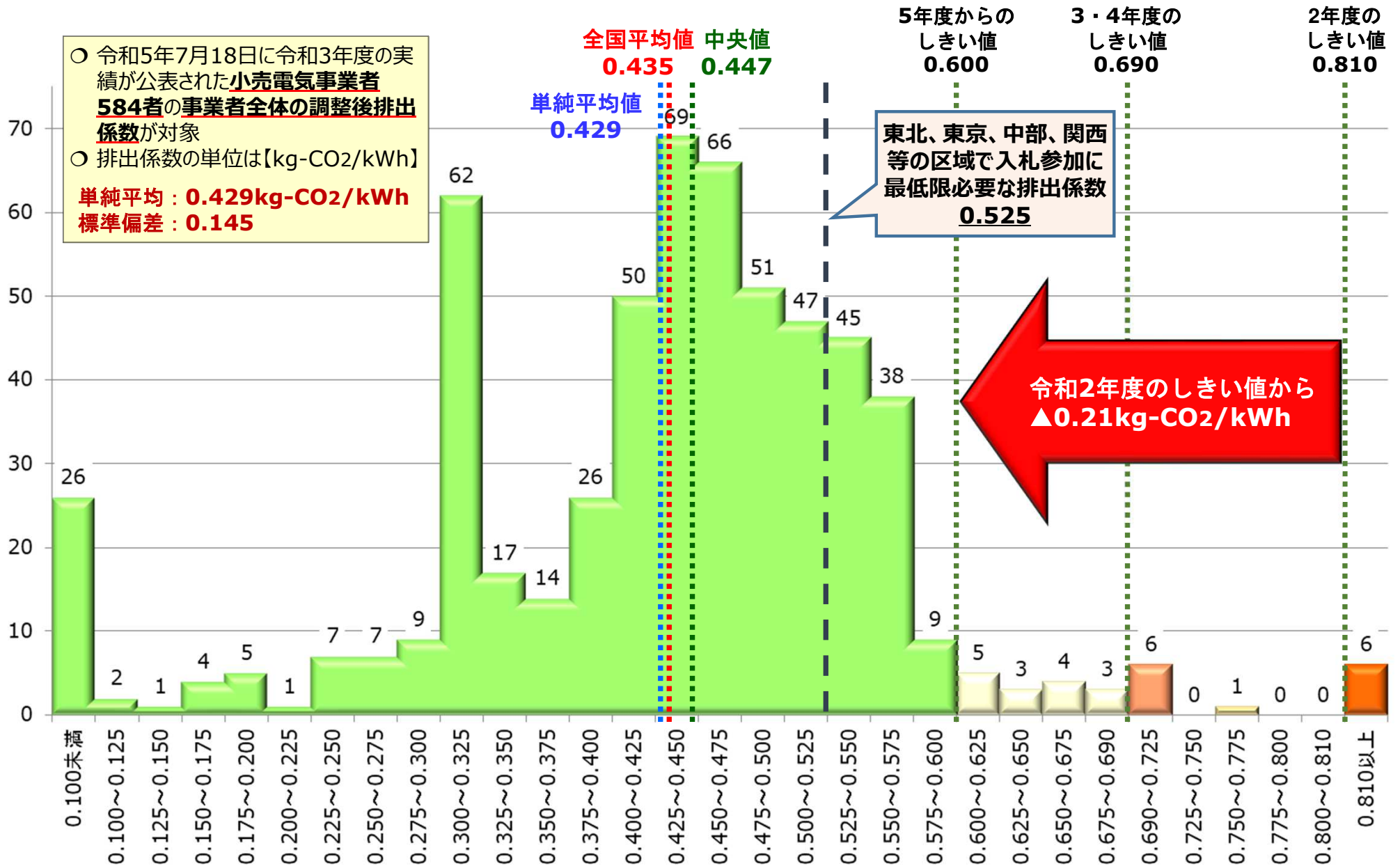


以下の状況を点検・確認の上、**電力専門委員会における議論等を踏まえ、排出係数しきい値の見直しの必要性**等を検討し、**次年度のしきい値を決定**

- ✓ 国等の機関の環境配慮契約の実績、再エネ電力の調達実績
- ✓ 地球温暖化対策計画、政府実行計画等の関連施策・計画との整合及びその進捗状況
- ✓ 2030年度エネルギーミックスと統合的な排出係数及び上限値としての役割
- ✓ 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数・電源構成の推移、供給区域別参入状況等

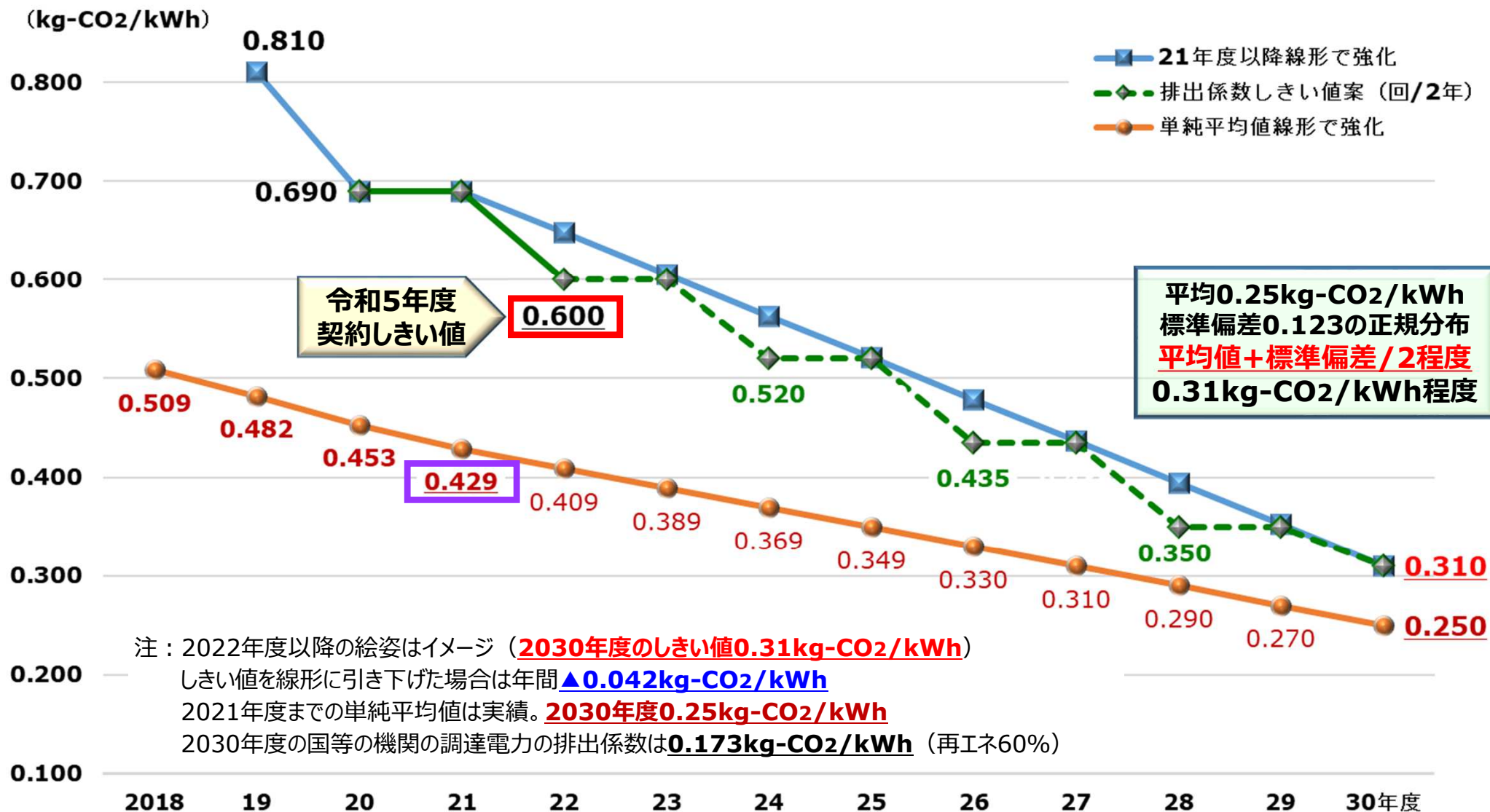
【参考】小売電気事業者の令和3年度の調整後排出係数の分布

- 令和5年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3・4年度のしきい値から更に**0.09kg-CO₂/kWh**引き下げ



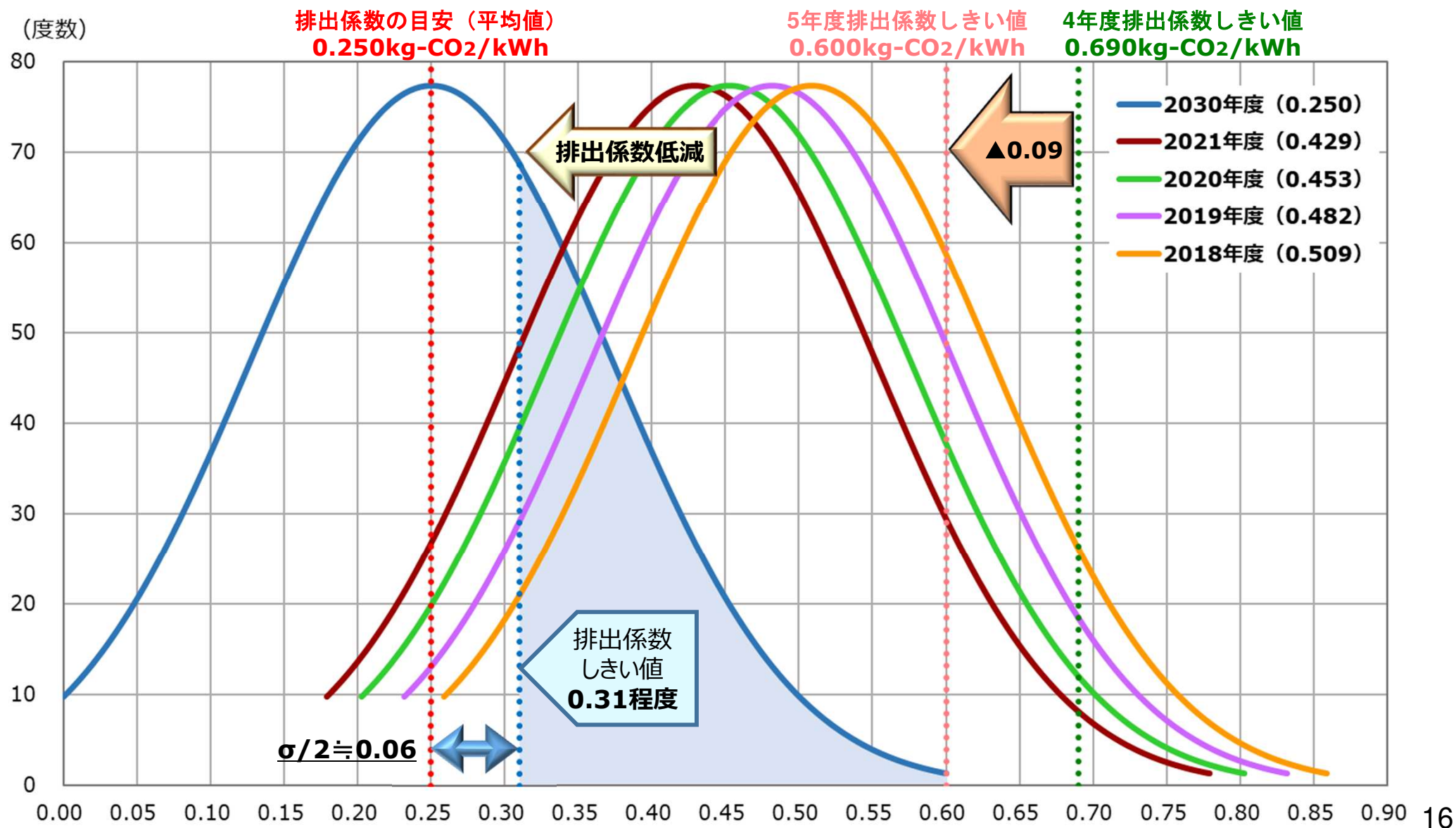
【参考】排出係数しきい値の引き下げの方向性

- エネルギーミックスに整合する2030年度の排出係数に基づく **排出係数しきい値引き下げの方向性**を以下のとおりとし、少なくとも**2年に1回程度見直し**
- **令和5年度契約**からの排出係数しきい値を**0.600kg-CO₂/kWh**に設定

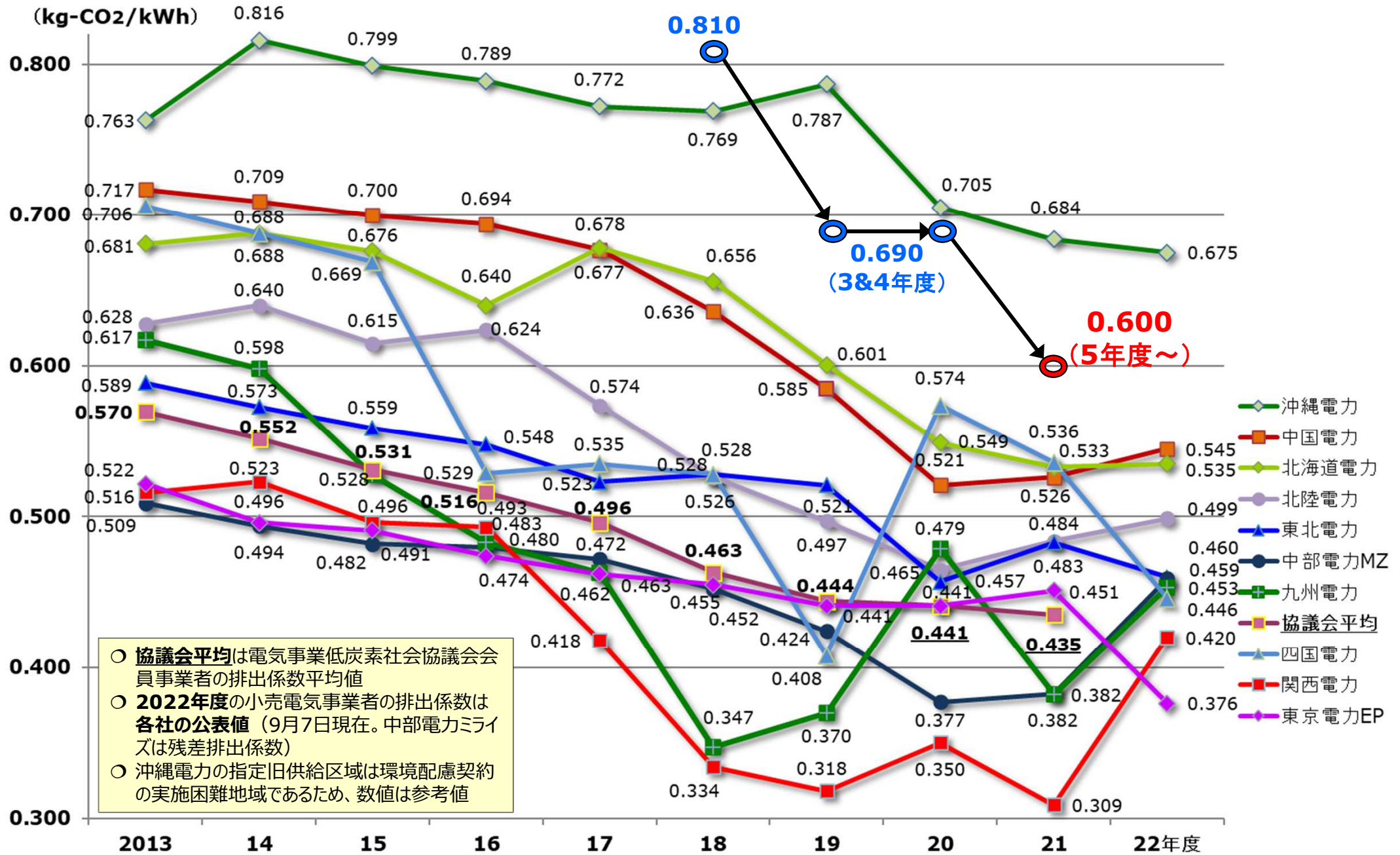


【参考】正規分布と仮定した場合の2030年度排出係数しきい値

- 2018～20年度の調整後排出係数分布から各年度の平均値及び標準偏差を算出
- 3か年分の標準偏差の平均 ($\sigma=0.123$)、最頻値の平均 (78) から2030年度の排出係数しきい値を「平均値+標準偏差/2程度」として設定 (約31%除外)



【参考】みなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移



【参考】令和5年度における供給区域別裾切り配点例

○ 供給区域別の裾切り基準のうち、排出係数の配点（**100点満点中70点**）は下表のとおり。例えば、再エネ導入状況で満点の**20点**、未利用エネ活用状況で満点の**10点**を獲得した場合、入札資格資格（70点以上）を得るためには、**排出係数で最低40点**が必要

➡ 東京電力PG等の一般送配電事業者の6供給区域（赤枠）において40点を獲得するために満たすべき排出係数は**0.525kg-CO₂/kWh未満**

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.375 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未満	70	65	65	65	65	65	70	70	65
0.400 以上 0.425 未満	70	60	60	60	60	60	70	70	60
0.425 以上 0.450 未満	65	55	55	55	55	55	70	65	55
0.450 以上 0.475 未満	60	50	50	50	50	50	65	60	50
0.475 以上 0.500 未満	55	45	45	45	45	45	60	55	45
0.500 以上 0.525 未満	50	40	40	40	40	40	55	50	40
0.525 以上 0.550 未満	45	35	35	35	35	35	50	45	35
0.550 以上 0.575 未満	40	30	30	30	30	30	45	40	30
0.575 以上 0.600 未満	35	25	25	25	25	25	40	35	25
0.600 以上 令和5年度 しきい値	0								

② 環境配慮契約未実施機関への対応

環境配慮契約未実施機関への対応の考え方は以下のとおり

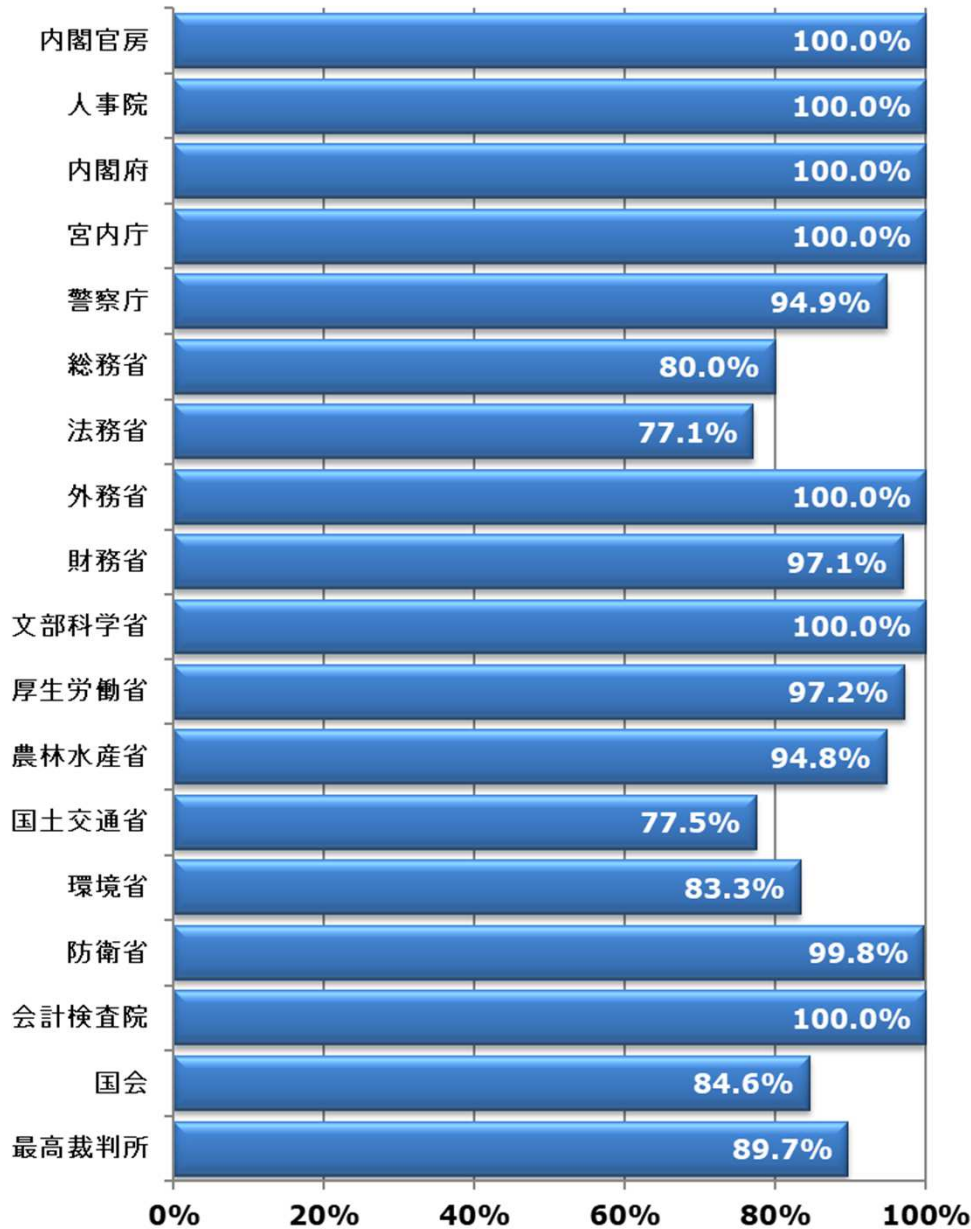
- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表により自主的・積極的な取組を促すこと
 - 環境配慮契約締結契約実績の確認・精査後、早期に未実施機関・施設を公表
 - 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認（令和3年度における今後の契約の見込等）
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等の実施
 - 所管する府省庁に対する情報提供等の実施
 - 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップの実施



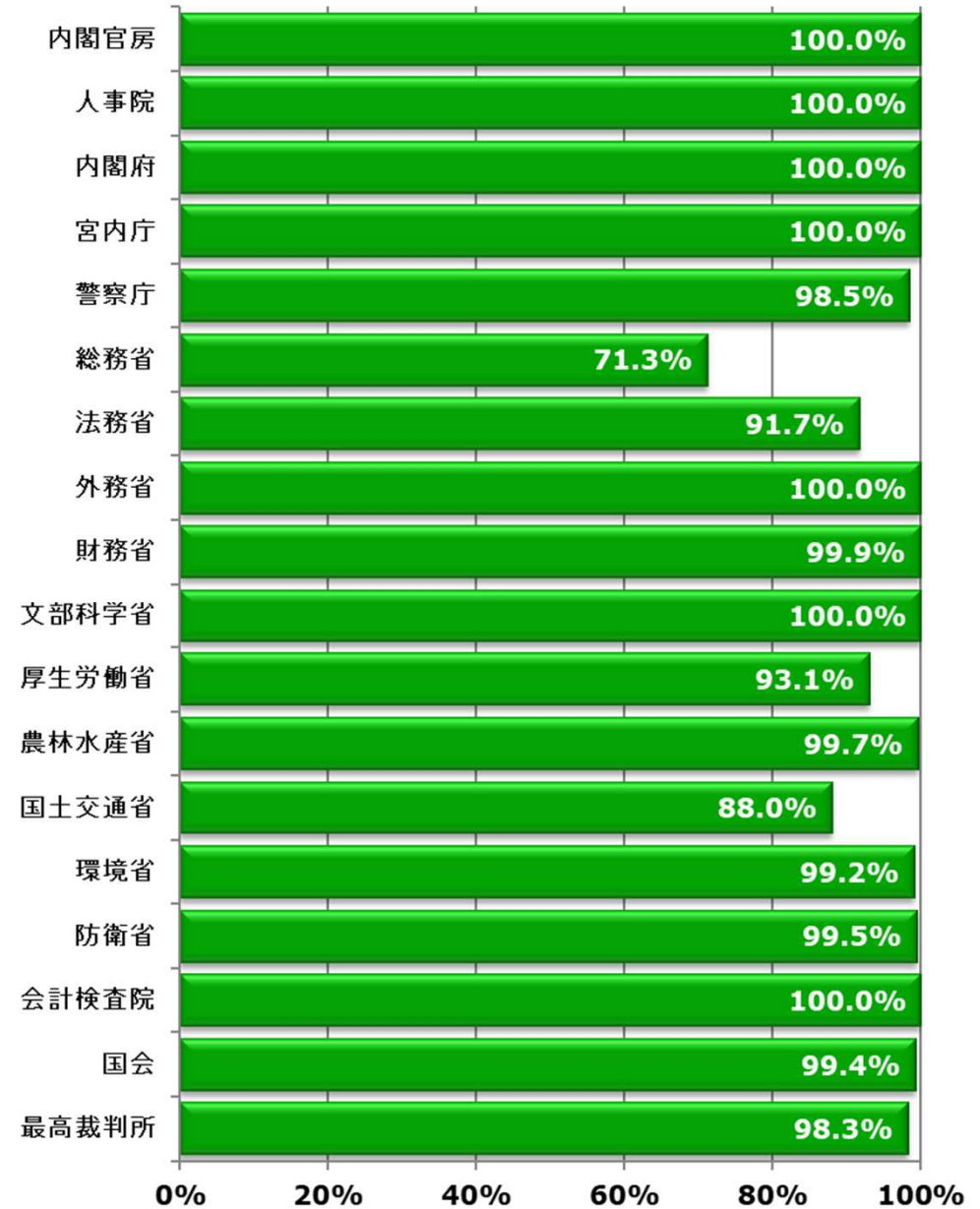
令和4年度における環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、**環境配慮契約未実施機関・施設の公表**（継続実施）及び**未実施機関へのフォローアップ**等の普及促進策を実施

- ✓ 昨今の電力供給事情の変化に伴う国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約への影響等への留意も必要

【再掲】府省庁別環境配慮契約実施状況【令和4年度国の機関】



環境配慮契約の実施状況【件数】

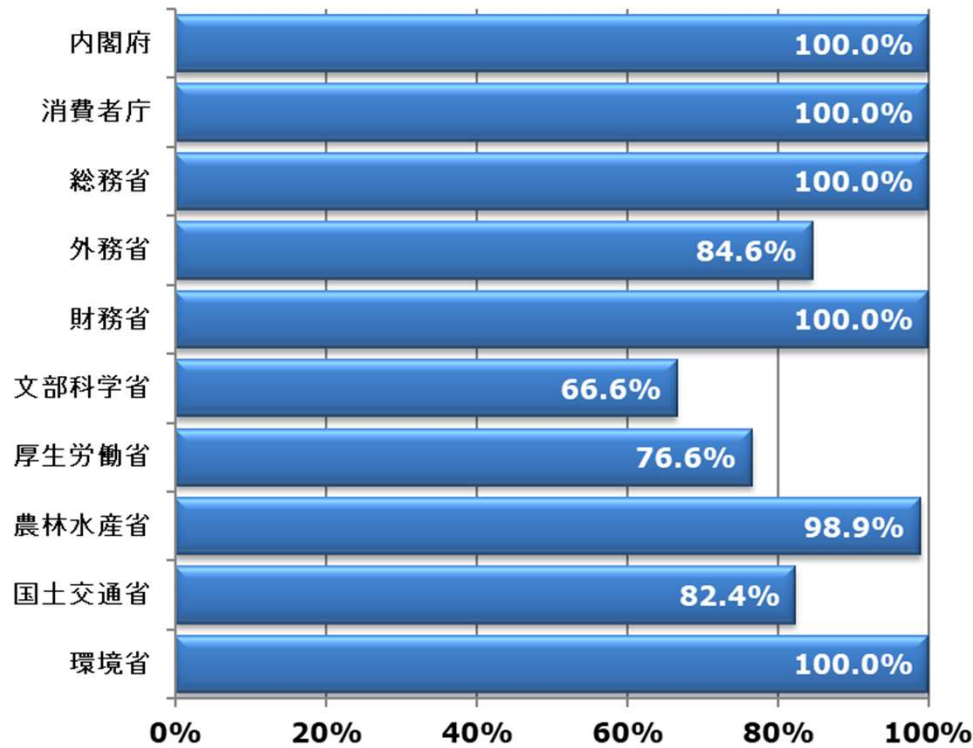


環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

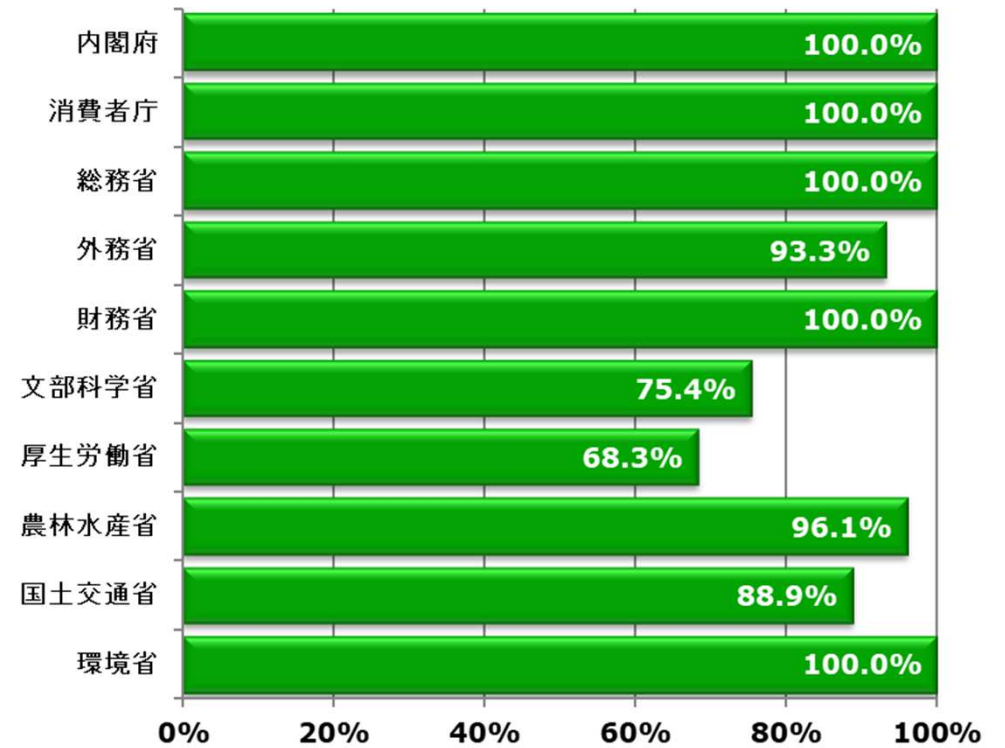
注1：環境配慮契約の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはスライド2参照）を除く

注2：電気の供給を受ける契約を1件も直接契約していない府省庁（合同庁舎の管理官署ではない場合等）は集計の対象外

【再掲】府省庁別環境配慮契約実施状況【令和4年度独立行政法人等】



環境配慮契約の実施状況【件数】



環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

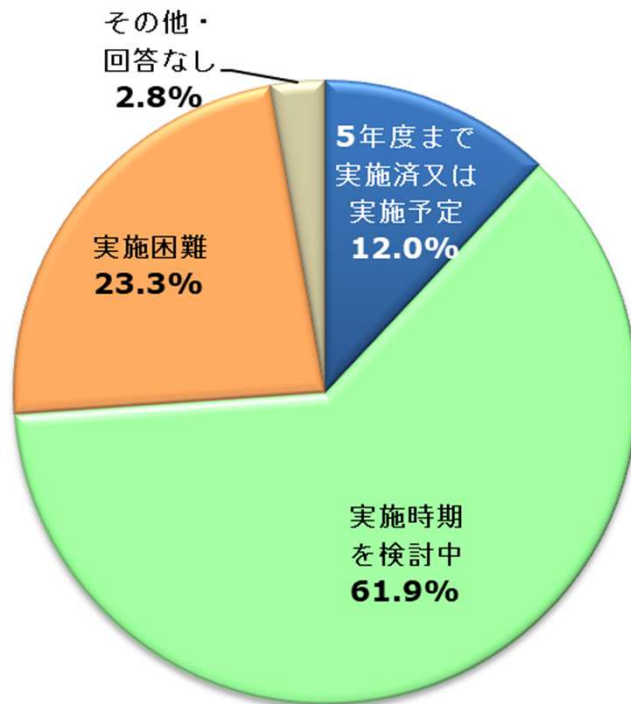
注1：環境配慮契約の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはスライド2を参照）を除く

注2：独立行政法人等を所管している府省庁別の集計

【再掲】環境配慮契約未実施機関の今後の見通し

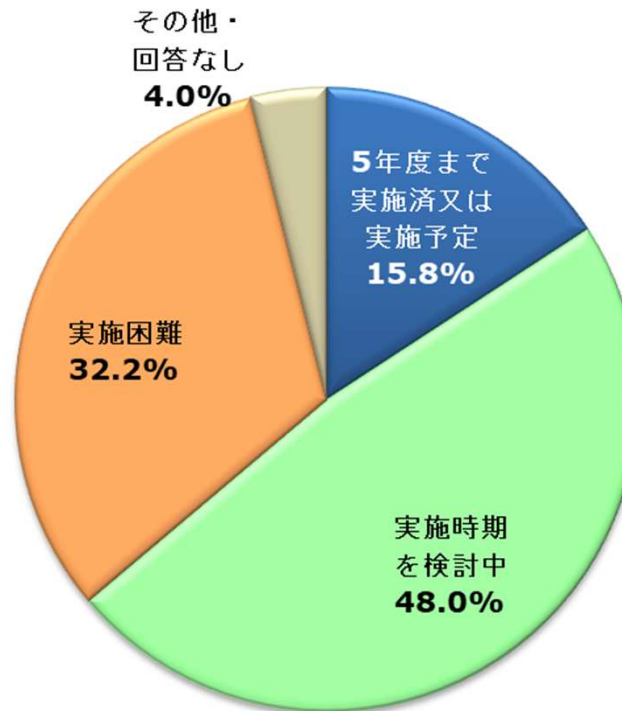
- 国及び独立行政法人等全体では「**実施時期を検討中**」が**61.9%**を占めており、「**実施困難**」が**23.3%**、7割以上の機関が環境配慮契約を実施又は実施予定
- 国及び独立行政法人等とともに「**実施時期を検討中**」が最も多く、国の機関は「**実施困難**」が**32.2%**、**5年度までに実施又は実施予定**が**15.8%**、独立行政法人等は「**実施困難**」が**16.9%**、**5年度までに実施又は実施予定**が**9.3%**

国及び独立行政法人等



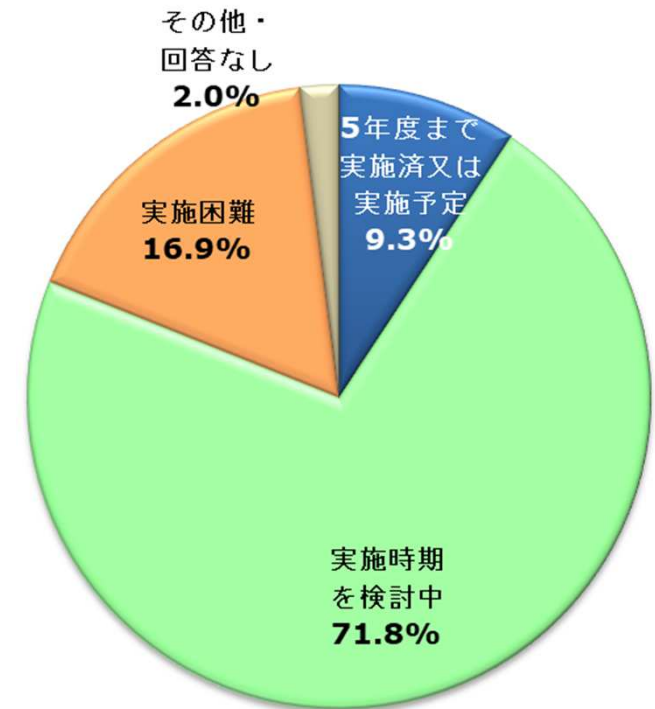
未実施機関数：425件

国の機関



未実施機関数：177件

独立行政法人等



未実施機関数：248件

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

国及び独立行政法人等の調達電力の脱炭素化（再エネ電力の最大限導入）に向けた考え方は以下のとおり

- 令和5（2023）年度の契約から最低限の再エネ電力比率（35%）を仕様書に明記するとともに、2030年度まで計画的・継続的に引き上げ
 - 調達する再エネ電力は電源が特定されていることを必須とし、再エネの導入拡大に資する再エネ電源の選択を推奨
 - ➡ 調達電力の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源＋大型水力
 - ➡ 再エネ導入状況の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源（水力発電3万kW未満）
- ※ 関連制度・計画等で「再エネの定義」が整理された場合には整合するよう見直し



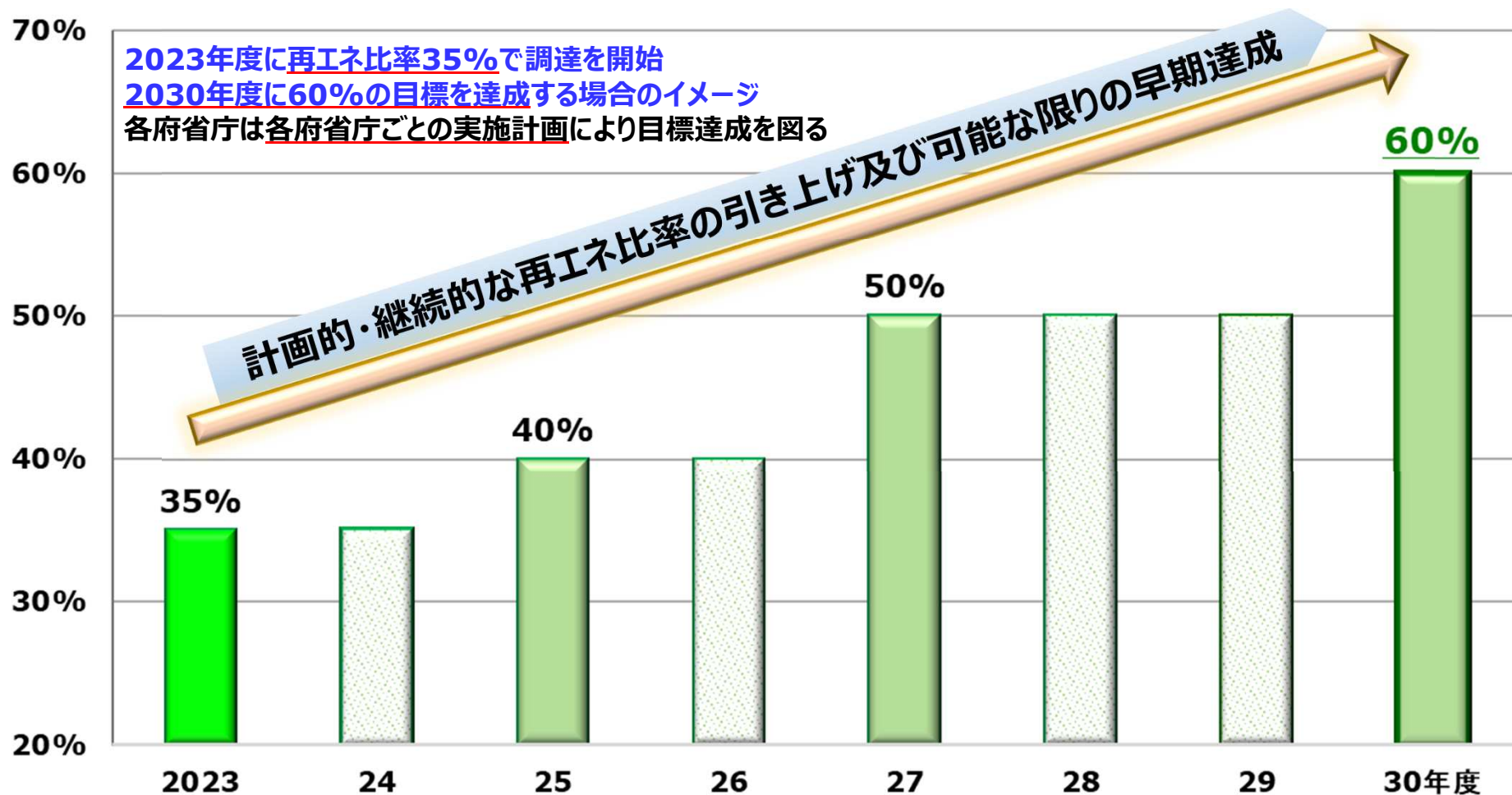
以下の状況を点検・確認の上、電力専門委員会における議論等を踏まえ、再エネ電力比率の引き上げの必要性等を検討し、次年度の比率を決定

- ✓ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の調達実績
 - 政府実行計画に基づく各府省庁の実施計画の再エネ電力比率の目標の進捗状況（国の機関）や再エネ電力の内訳等を確認（令和4年度の契約締結実績調査において先行的に再エネ電力の調達状況を調査）
- ✓ 供給区域別の小売電気事業者の再エネ電力の供給状況等

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成を目指し、
 - 令和5（2023）年度の調達電力に占める最低限の再エネ比率を35%
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施（2年に1回程度を想定）
 - ➡ 再エネ電力の調達実績、供給状況、政府実行計画における再エネ電力の調達目標の対象となる取組の考え方等を踏まえ、適切な再エネ比率を提示

（再エネ比率）



【参考】再エネ電力の種類・内容（電源と証書等の関係）

環境配慮契約における再生可能エネルギー電源と証書等の関係

証書の種類 環境配慮契約	グリーン エネルギー (電力) 証書	J-クレジット (再エネ 電源由来)	市場取引				相対取引
			FIT	非FIT			電気とセット 又は トラッキング付
				再エネ指定		再エネ指定 なし	
				トラッキング付	トラッキング無		
再生可能エネルギー の導入状況※ ¹	○※ ³	○※ ³	○	○※ ⁴	×	×	○
再生可能エネルギー 電気の調達※ ²	○	○	○	○	×	×	○

※1：「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、再エネ特措法施行規則に規定された電源（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）が対象

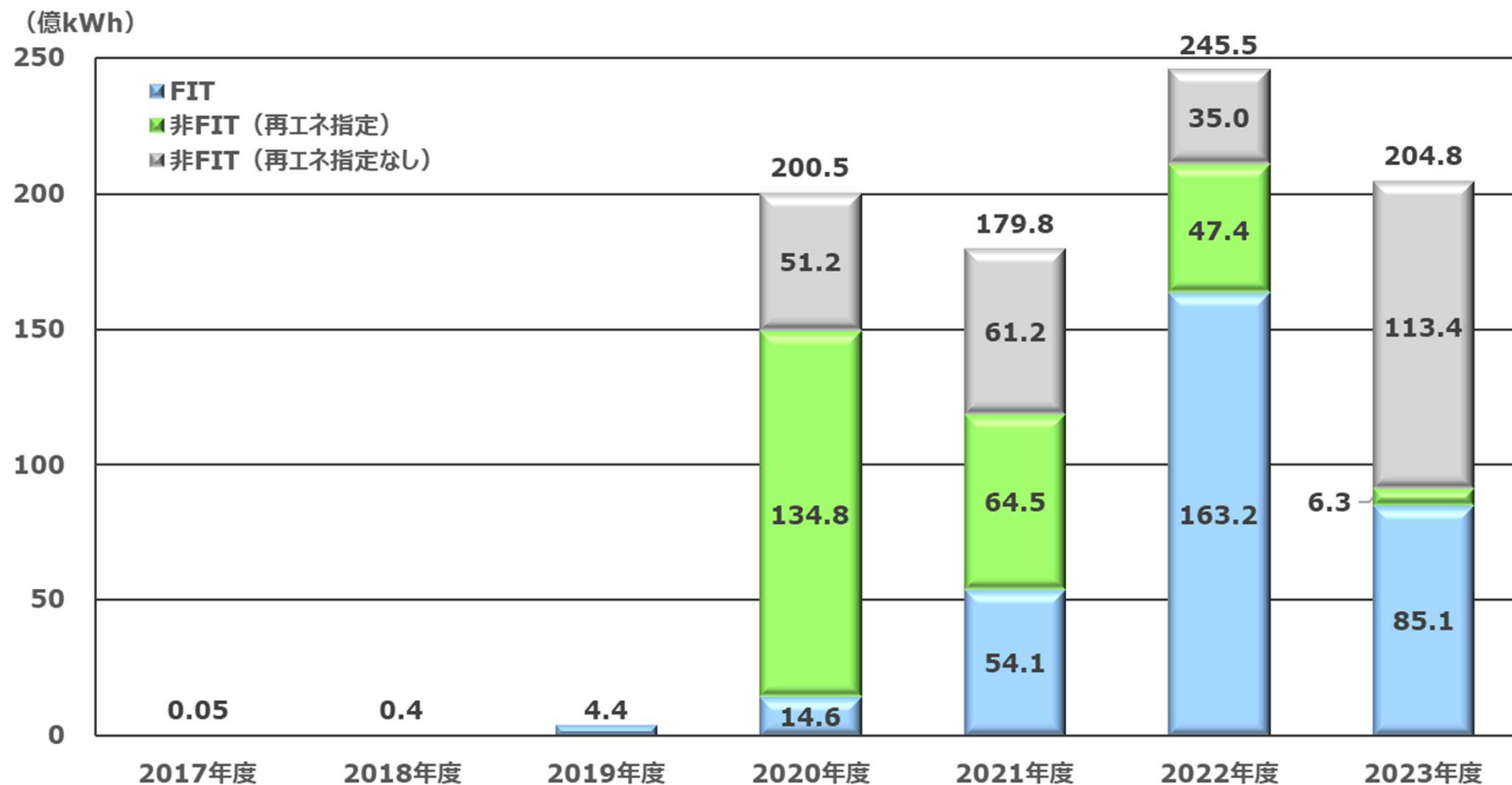
※2：「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電力（大型水力（30,000kW以上。ただし、揚水発電を含まない。）を含む）

※3：グリーンエネルギー証書（グリーン電力証書）及びJ-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る

※4：トラッキング付の再エネ指定の非FIT非化石証書のうち大型水力を除く

【参考】非化石証書の約定量の推移（市場取引）

- 2017年度以降の非化石証書の市場取引結果（約定量）推移は下図のとおり
- 2023年度第1回の取引内訳はFITが85億kWh、非FIT（再エネ指定）が6億kWh、非FIT（再エネ指定なし）が113億kWh。約定量の合計は約**205億kWh**



注：2019年度まではFIT非化石証書のみの取引。2020年度第2回より非FIT非化石証書の取引追加
2023年度は第1回（8月約定）のみの取引

【参考】各府省庁の実施計画の再エネ電力比率目標及び実績

- 政府実行計画及び同計画実施要領に基づき各府省庁が令和4年度に策定した実施計画における再エネ電力の比率の目標及び2021年度の実績は以下のとおり
 - 原則としてすべての府省庁において2030年度までに最低60%以上を目標として設定（民間ビル等に入居している場合も再エネ電力の調達に配慮）
 - 令和3（2021）年度における政府全体の再エネ電力の調達割合は27.0%

府省庁名	2030年度までの目標	2021年度の実績	府省庁名	2030年度までの目標	2021年度の実績
内閣官房及び内閣府本府	60%以上	8.2%	法務省	60%以上	5.5%
内閣法制局	記載なし	13.7%	外務省	60%以上	9.9%
人事院	60%以上	6.1%	財務省	60%以上	12.3%
宮内庁	60%以上	86.8%	文部科学省	60%以上	12.1%
公正取引委員会	60%以上	3.7%	厚生労働省	60%以上	15.2%
警察庁	60%以上	13.3%	農林水産省	60%以上	3.5%
金融庁	※1	0.5%	経済産業省	60%以上	87.0%
消費者庁	※2	12.5%	国土交通省	60%以上	7.3%
デジタル庁	※3	3.0%	環境省	100%	52.0%
復興庁	記載なし	23.3%	防衛省	60%以上	44.0%
総務省	60%以上	8.6%	政府実行計画（全体）	60%以上	27.0%

※1：官民合築の建物で、その電力契約は管理組合が行っており、直ちに電力の60%以上を再エネ電力とすることは困難であるが、2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネ電力とするよう、庁舎管理官署等の関係先に働きかける

※2：消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の60%以上を再エネ電力とする

※3：電力の調達先は、デジタル庁が入居する民間ビルにおいて決定しているが、今後デジタル庁が建築物を新築する場合には、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることを目指す

② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

再エネ電力の普及促進に向けた考え方は以下のとおり

- **再エネ電力の導入状況の把握・整理・分析及び情報提供が必要であること**
 - ➡ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
 - ➡ 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- **再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であること**
 - ➡ 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の内容等について、例年実施しているアンケート調査を踏まえ検討



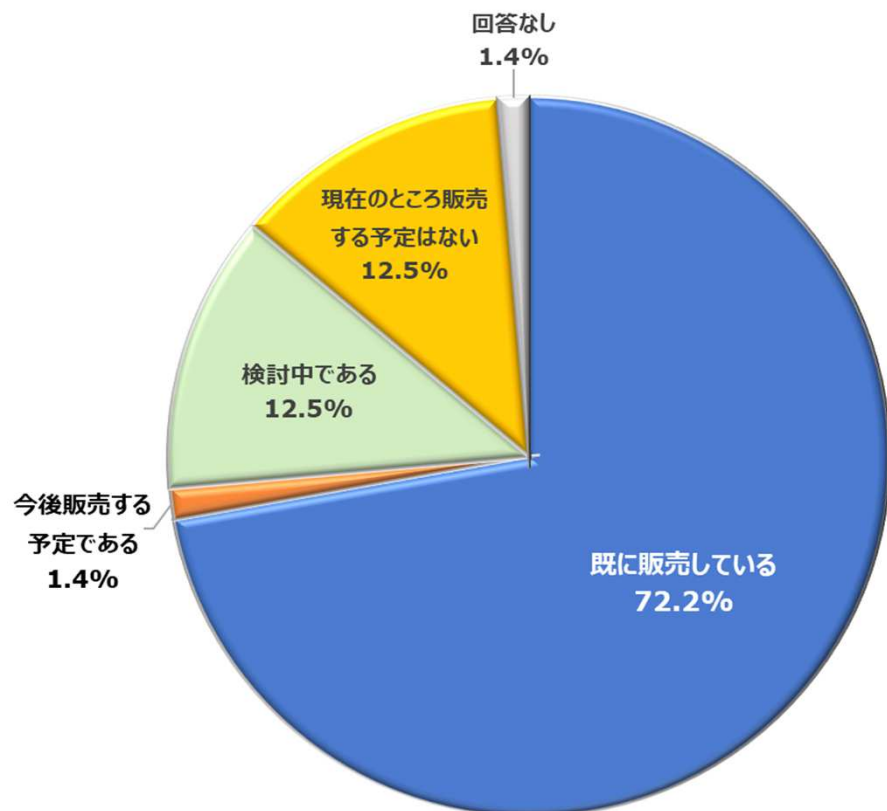
小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み、調達者向けの契約関連情報の提供等について検討

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な登録内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、供給量・供給要件等の制限の有無及び内容、電源及び証書の内訳等
- ✓ 調達者向けの契約関連情報の提供については契約締結実績調査結果を踏まえ検討
- ✓ 併せて経済産業省における国としての需要家への情報提供のあり方の検討状況を注視

【参考】再エネ電力メニューに関するアンケート調査結果

○ 「再エネ電力メニュー（電源が特定できるものに限る）の販売状況」

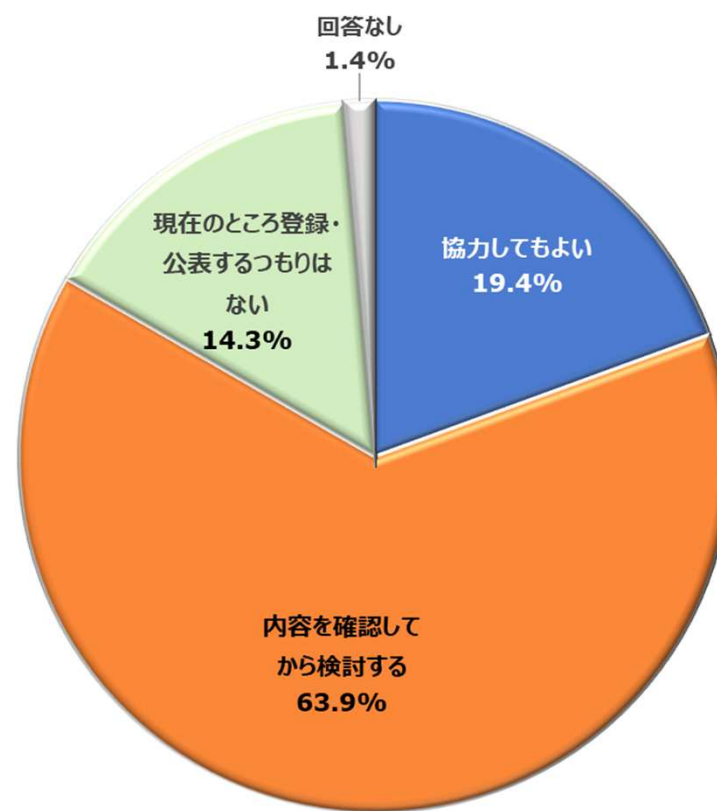
- 「既に販売している」が**72.2%**
- 「今後販売する予定である」が**1.4%**
- 「検討中である」が**12.5%**
- 「現在のところ販売する予定はない」が**12.5%**



再エネ電力メニューの販売状況
(電源が特定できるもの)

○ 「再エネ電力メニューの登録・公表の仕組みを構築した場合の協力の可否」

- 「協力してもよい」が**19.4%**
- 「内容を確認してから検討する」が**63.9%**
- 「現在のところ登録・公表するつもりはない」が**14.3%**



再エネ電力メニューへの登録・公表への協力の可否

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方検討の進め方

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法の検討が必要であること
 - ➡ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
 - ➡ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
 - ➡ 沖縄電力をはじめ小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼



沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について継続的に検討を実施し、適切な時期にとりまとめ

② 昨今の電力事情による影響等の把握及び対応策等の検討

国際的なエネルギー情勢の変化に伴う電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討

- 昨年来の国際的なエネルギー情勢の変化により、国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約における影響等の把握が必要であること
 - ➔ 国及び独立行政法人等における調達実績への影響等の把握※及び分析
 - ※ 契約期間内の小売電気事業者の変更状況、最終保障供給契約への移行状況、調達電力の再エネ電力比率の設定状況、環境配慮契約未実施機関における未実施理由等



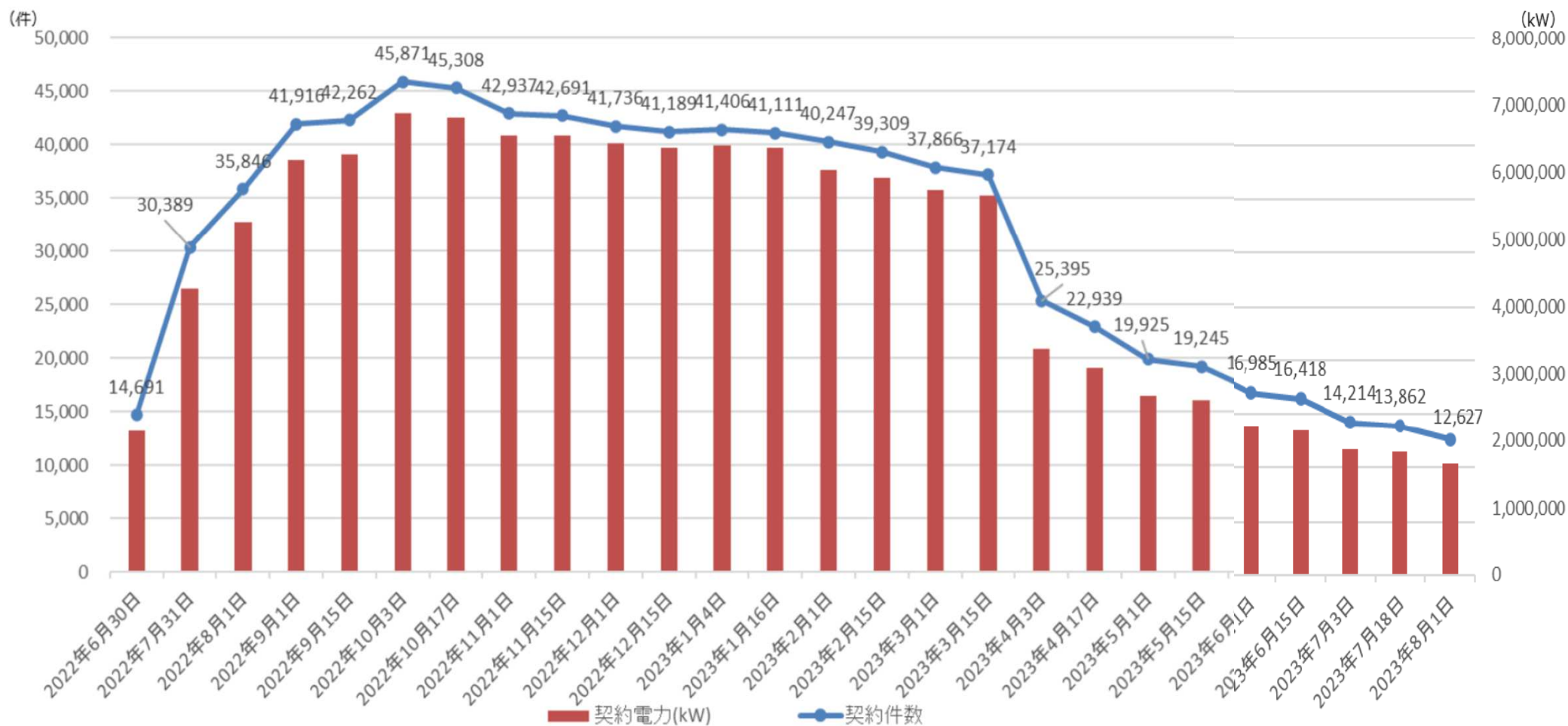
本専門委員会における「排出係数しきい値の引き下げの必要性」及び「調達電力の再エネ電力比率の引き上げの必要性」等の検討に当たって、昨今の電力事情による環境配慮契約への影響等を把握するとともに、必要に応じ適切な対応策等を検討

また、大手電力会社のカルテル問題、顧客情報の漏えい問題等に伴う**指名停止措置に係る影響**の把握

- ✓ 指名停止措置の影響は令和5年度に実施される契約において発現することから、指名停止の対象である旧一般電気事業者の供給区域（中部電力、関西電力、中国電力及び九州電力）を中心に影響を把握

【参考】最終保障供給契約の推移

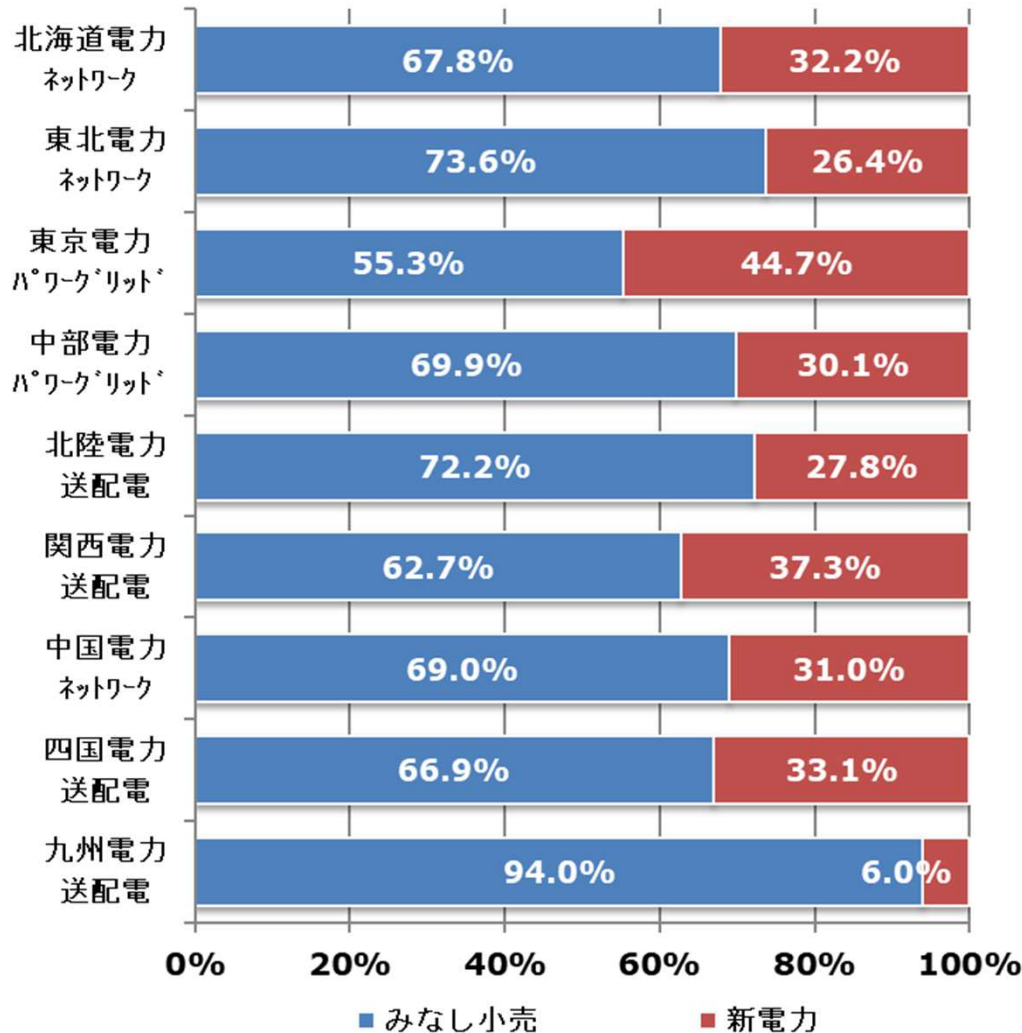
- 昨年夏頃から最終保障供給契約の電力・件数ともに増加
 - ➡ 2022年9月～2023年3月までは概ね7万～9万件/月程度で推移
 - ➡ 他方、2023年3月後半以降は大幅に減少、直近では12.6千件/半月



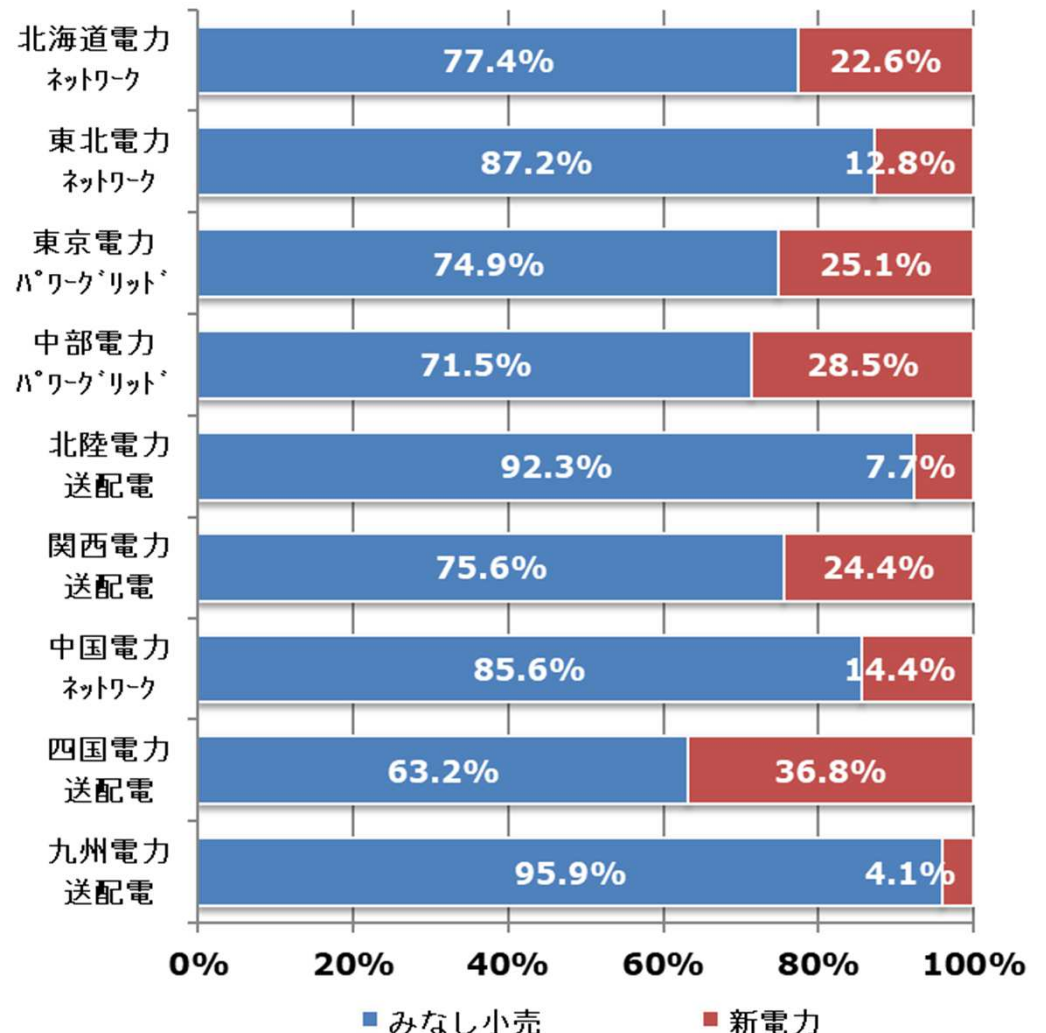
最終保障供給の契約電力及び件数（2022年6月30日～2023年8月1日）

【参考】供給区域別のみなし小売電気事業者・新電力の供給状況

- 件数では東北、北陸及び九州の3供給区域でみなし小売電気事業者の割合が70%以上、予定使用電力量では北陸及び九州の2供給区域が高く90%以上
- 供給区域別の供給割合は件数・電力量ともにみなし小売電気事業者が過半を占有



環境配慮契約の実施状況【件数】



環境配慮契約の実施状況【予定使用電力量】

注：みなし小売電気事業者には最終保障供給の一般送配電事業者を含む

③ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討

総合評価落札方式を含めた適切な契約方式の検討の進め方



- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、総合評価落札方式を含め検討が必要であること
 - ➡ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における事例調査の継続実施
 - ➡ 総合評価落札方式の契約方式、評価項目・基準等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）



電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入可能性について、契約方式、評価項目・基準等を検討

電力専門委員会及び中期の環境配慮 契約法基本方針等の検討スケジュール

令和5年度電力専門委員会における検討スケジュール（案）

月	基本方針検討会	電力専門委員会
4年12月	令和4年度第3回基本方針検討会において電力専門委員会の継続設置を了承	
5年7月	<p>第1回検討会（7月24日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境配慮契約基本方針等の検討方針等 ○ 検討スケジュール 	
9月		
10月		<p>第2回専門委員会（10月19日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出係数しきい値引き下げの必要性、再エネ電力比率の引き上げの必要性の検討 ○ 基本方針又は解説資料の改定案 ○ 専門委員会とりまとめ案（検討課題を含む）
11月	<p>第2回検討会（11月上旬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門委員会の検討とりまとめ結果報告 ○ 基本方針又は解説資料改定案の検討等 	
11～12	（基本方針改定案のパブリックコメント）	
12月	<p>第3回検討会（12月中～下旬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針又は解説資料改定案の審議 ○ 令和6年度における検討方針・課題等 	
6年2月	（基本方針閣議決定及び）基本方針解説資料の改定	

中期の環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）

契約類型	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和12年度(2030) までの予定	
電気の供給を受ける契約	排出係数しきい値導入	排出係数しきい値の継続的な引き下げ及び運用の実施					<ul style="list-style-type: none"> 排出係数に関連する制度、電気事業者の取組進捗等を踏まえ、しきい値の強化 加点項目の整理及び機動的な見直し 再エネ電力の最大限導入に向けた取組推進及び再エネ電力比率の強化 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討 専門委員会の設置検討
		環境配慮契約未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始）					
	排出係数しきい値の引き下げ検討	2030年▲46%、エネルギーミックスと統合的な排出係数しきい値の引き下げ方向性の検討		強化された排出係数しきい値による運用	排出係数しきい値の引き下げ必要性の検討		
	加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討		新たな加点項目の見直しの検討	加点項目の見直しの反映、実施	加点項目の見直しの必要性の検討		
	再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討 再エネ電源に係る検討			再エネ電力の調達の実施	再エネ電力比率の見直しの必要性の検討		
			総合評価落札方式の導入可能性に係る検討		導入条件、評価方式・項目等に係る検討		
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討		
建築物に係る契約 (設計、維持管理及び改修)	契約実績調査・分析等		環境配慮契約の更なる実施に向けた検討	環境配慮契約実施率向上の取組の実施		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に係る契約の効果的な連携のあり方に関する検討 省エネ・脱炭素対策の検討 専門委員会の設置検討 	
		設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討		維持管理に係る契約の実施率向上の方策の検討	対策相互の連携の具体化・メニュー化等の検討		
		専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討		
自動車の購入及び賃貸に係る契約	次世代自動車等への対応の検討	総合評価の算定方法の見直し	エコカー減税の動向を踏まえた検討	エコカー減税の見直し、2030年度燃費基準、電動化の市場動向等を踏まえ検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
					専門委員会設置検討		
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約	関係法令等の見直しに伴う対応検討	プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の制度・基準や市場動向により必要に応じ検討			検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
					専門委員会設置検討		

凡例：



※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定